



対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、特惠関税制度、関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申しあげます。

第一は、特恵関税制度の改正であります。

平成三年三月末に適用期限到来する特恵関税制度について、さらにその適用期限を十年延長するとともに、特定の鉱工業产品等に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更及び適用限度額等の拡大を行うことといたしております。

第二は、関税率等の改正であります。オキサミド等の関税率を撤廃するほか、平成三年三月末に適用期限到来する暫定関税率及び関税の免税還付制度について、これらの適用期限を延長する等所要の改正を行ふことといたしております。

以上のほか、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に伴い、関税率表の品目分類につき所要の調整を行うことといたしております。

最後に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、海上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るために、航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようになります。所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律に改めることといたしております。

第二に、電子情報処理組織により処理される税関手続に、海上運送貨物に係る税関手続を含めるための所要の改正を行うことといたしております。

す。

第三に、航空貨物通関情報処理センターの名称を通関情報処理センターに改めるとともに、同センターの業務に海上運送貨物に係る電算処理業務を含める等、所要の改正を行うことといたしております。

以上が、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○平沼委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

○平沼委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

○平沼委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁三重野康君、日本銀行企画局長小島邦夫君の出席を求め、意見を聴取いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○平沼委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 本国会で初めて実は質疑をさせていましたが、その結果はまだあります。欧州開発銀行の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

今皆さんのお手元にお配りをいたしておりますのは、「マーシャルのKの推移」、M<sup>2</sup>プラスCD平残を名目GNPで割ったものの図表でございま

す。点線は、一九七五年の第一・四半期から一九八五年第四・四半期までのトレンドの線を延長します。

たものでございます。これでごらんをいただきますと、要するに一九八六年から今日に至るまで、この斜線といいますか、これで囲った部分が、実は資金が非常に増加をしておる部分でございまして、現在約五十兆円のマネーが過大に供給をされている、こういうふうに考えるわけでございま

す。そこで、日銀総裁のお時間の都合もありますけれども、依然として相当なものが滞留しておるというのが現状だと考えておるわけあります。そこで、日銀総裁の時間が都合もありますので、最初に、法案に関するものとは直接関係がないのでありますけれども、お伺いをしたいのであります。

この現状を踏まえて、総裁は、今の日本経済というのはどういう姿に現在なっているのか、今後これがどういう形で推移をしていくのかという、今日の日本経済の現状分析と今後の見通し等について総裁のお考えを承りたいと思います。

○三重野参考人 お答え申し上げます。

まず、国内の景気の現況をお話したいと思

います。最近は、家計支出あるいは設備投資関連でやや弱目の数字も出ておりますけれども、現在の生産レベルの高さあるいは労働状態の非常な人手不足という点を考えて総合的に考えますと、まだ足元の景気は強いと見ております。これから先も、今

の腰の強さから見てすぐに落ちるというふうには考えておりません。もちろん、これからやや減速に向かうとは思いますが、それでも、減速に向かう方があつて景気が長続きする。例えば、政府の見通しの三・八%程度で減速することが望ましい、

それね。今皆さんのお手元にお配りをいたしておりますのは、「マーシャルのKの推移」、M<sup>2</sup>プラスCDを見ますと、昨

と思っております。設備投資は、確かにこれから落ちてまいとは思いますが、いわゆる技術革新あるいは人手不足に対応する独立的投資講

だそんなどに急に落ちることはない。個人消費も、やはり一部に弱気の数字も出ておりますけれども、所得環境ががって、これから先もすぐには落ち込まないといふうに考えております。

物価、これは七月は前年比がプラス〇・五でございましたが、現在は大体二%の半ばになっております。CPI、消費者物価、これは昨年の夏が前、昨年の七月と現在を比べますと、国内の卸売物価、これは七月は前年比がプラス〇・五でございましたが、現在は大体二%の半ばになっております。CPI、消費者物価、これは昨年の夏が二%の半ばでございましたのが四%前後までじりじりと上がってきております。

内容を見てみますと、国内の卸売物価の大部分は石油関連で上がっております。消費者物価の上がつてしまります大部分は、台風などもありましたので、生鮮食品の上昇と一部石油がございました。

しかしながら、ここで注目を要しますのは、その他の品目、主因はそうでございますが、その他弱目の品目が、人件費の高騰とか物流費のコスト増となりじりじりと広がっております。幸いにして全体の物価感は落ちついておりますし、戦争が終わりましたのでこれから石油も安定するということがあつたので、生鮮食品の上昇と一部石油がございました。

それがマネーサプライ、さつき先生が図に示したとおり、最近M<sup>2</sup>プラスCDを見ますと、昨

び率ははつきりと減速してまいりました。減速してまいりましたけれども、さっきの先生のグラフにありましたように、金融緩和がかなり長く続きましたものですから、残高としてはまだ多い。注目していかなければならぬ。その上に、戦争が終わりましたので、これまでありました不透明感というものがなくなりますので、また、不透明感がなくなつたからといってすぐに強気一辺倒になるとは考えておりませんけれども、これがどういうふうに景気に響いてまいるか、その点もよく注目していかなければならぬ、かように考えておられます。

○堀委員 昨日も予算委員会で、私の同僚の武藤山治議員が、金融政策に関する問題について論議があつたようあります。私は、今の三重野总裁

のお答えを聞いておりまして、またさらに、私が皆さんにお配りした資料といふのは、確かに今マネーサプライはようやく下がつてはきておりますけれども、対前月比という形で見ると、横ばいか、まあ少し上がつている部分もあるくらいで、決して実はマネーサプライが著しく改善してきて

いるという状況にはございませんし、それを皆さんにお理解していただきために、このマネーサプライのKの資料をお配りして、大蔵委員会の皆様の御認識をひとつまとめていただければいい、こう思つておるわけであります。

そういう意味では、今、日本銀行がとられております金融政策は、今後も情勢の変化が何らか起

こりますが、これは現状を維持されるのが大変望ましい、そういう客観的な条件があるということをひ

とつ私も認識をいたしておりますが、その問題についての総裁のお考えを承りたいと思います。

○三重野参考人 先ほど申し上げました現況判断に基づきまして、また今先生がおつしやつたよ

なことに基づきまして、私どもとしましては、現在は、内外の情勢、為替の情勢も含めまして、今までのとりました政策効果が少しずつ漫透して

いく、それが私どもの基本的なスタンスでござ

いました。

○堀委員 大変お忙しいところありがとうござい

ます。前川リポートの線に沿つて日本経済は内需への

転換ということで大変熱心にやつてまいりました。その努力が大変効果が見えてまいつたのであ

りますが、しかし、そのことは結果的には、国際収支が必ずしも安定しているのではなくて、逆に

だんだんとどうもこういうふうになつてきていい

る、こういう感じがするのであります。国際融資局長から、この全体のトレンドをひとつお答えをいただきたいと思います。

○千野政府委員 御指摘のように、各國間の経済の不均衡を極力是正をしたいということで各國が協調して政策的に協力ををしてきてはいるわけでござります。その結果がだんだんに出てまいりま

す。

○堀委員 しかし、御承知のように、今法案で出

ております欧洲復興開発銀行というの、目的と

して、民主化、自由化を行つておる東欧諸国市場経済への移行を支援するといふことのようであ

ります。私は後でこれに触れるのでありますけれども、この歐州復興開発銀行に日本が協定署名国として参加をいたしました中で、初めてこういう

協定の中でこういうものが決められたといふことを私は大変喜んでおるわけであります。資本金百億ECU(欧州通貨単位)、約百二十億ドルで、五年間に分割して払い込み、払い込み資本、請求

払い資本三対七、払い込み額確定通貨はECU、

ドル及び円、払い込み資本のうち五〇%は国債に

まつたが、これが徐々に小幅になつてきているわ

けでございます。例えば一九八六年度の経常収支は九百四十一億ドルということございました

が、これが年々減りまして八九年度には五百三十

四億ドルということで、今年度は三百億ドル台と

いうことに見込まれてゐるわけでござります。

日本はこういうことで、政策協調の結果が非常

に好ましい形で出でていると思ひますが、ほかの

国、例えばアメリカなどについては、必ずしもそれほどに効果が出でているとは見られないわけござります。

○堀委員 現在、マスクミ等で見ておりますと、

日本は何か大変資金のある国なので、これから湾

岸戦争後もいろいろな復旧の問題やその他に大いにひとつ資金を出してもらいたい、こういうこと

が外国から求められておるよう實は承知をいたしております。

しかし、今國際金融局長もお話しになりました

ように、今度の経常収支が三百億ドル台とい

うことになると、結果的には一体その基礎収支がどうなるのか、これはかなり前に比べて低くなつてき

て、そんなに日本は金があり余つてある国で、どこから要請があれば、はい、よろしいというよ

うなことのできるような情勢にはない、こう思つておきます。

○千野政府委員 そこは御指摘のとおりでござい

ます。

○堀委員 しかし、御承知のように、今法案で出

ております欧洲復興開発銀行というの、目的と

して、民主化、自由化を行つておる東欧諸国市場経済への移行を支援するといふことのようであ

ります。私は後でこれに触れるのでありますけれども、この歐州復興開発銀行に日本が協定署名国として参加をいたしました中で、初めてこういう

協定の中でこういうものが決められたといふことを私は大変喜んでおるわけであります。資本金百億ECU(欧州通貨単位)、約百二十億ドルで、五年間に分割して払い込み、払い込み資本、請求

払い資本三対七、払い込み額確定通貨はECU、

ドル及び円、払い込み資本のうち五〇%は国債に

まつたが、これが徐々に小幅になつてきているわ

けでございます。例えば一九八六年度の経常収支は九百四十一億ドルということございました

が、これが年々減りまして八九年度には五百三十

四億ドルということで、今年度は三百億ドル台と

いうことに見込まれてゐるわけでござります。

日本はこういうことで、政策協調の結果が非常

に好ましい形で出でていると思ひますが、ほかの

国、例えばアメリカなどについては、必ずしもそれほどに効果が出でているとは見られないわけござります。

○堀委員 現在、マスクミ等で見ておりますと、

日本は何か大変資金のある国なので、これから湾

岸戦争後もいろいろな復旧の問題やその他に大いにひとつ資金を出してもらいたい、こういうこと

が外国から求められておるよう實は承知をいたしております。

しかし、今國際金融局長もお話しになりました

ように、今度の経常収支が三百億ドル台とい

うことになると、結果的には一体その基礎収支がどうなるのか、これはかなり前に比べて低くなつてき

て、そんなに日本は金があり余つてある国で、どこから要請があれば、はい、よろしいというよ

うなことのできるような情勢にはない、こう思つておきます。

○千野政府委員 そこは御指摘のとおりでござい

ます。

○堀委員 しかし、御承知のように、今法案で出

ております欧洲復興開発銀行というの、目的と

して、民主化、自由化を行つておる東欧諸国市場経済への移行を支援するといふことのようであ

ります。私は後でこれに触れるのでありますけれども、この歐州復興開発銀行に日本が協定署名国として参加をいたしました中で、初めてこういう

協定の中でこういうものが決められたといふことを私は大変喜んでおるわけであります。資本金百億ECU(欧州通貨単位)、約百二十億ドルで、五年間に分割して払い込み、払い込み資本、請求

払い資本三対七、払い込み額確定通貨はECU、

ドル及び円、払い込み資本のうち五〇%は国債に

まつたが、これが徐々に小幅になつてきているわ

けでございます。例えば一九八六年度の経常収支は九百四十一億ドルということございました

が、これが年々減りまして八九年度には五百三十

四億ドルということで、今年度は三百億ドル台と

いうことに見込まれてゐるわけでござります。

日本は何か大変資金のある国なので、これから湾

岸戦争後もいろいろな復旧の問題やその他に大いにひとつ資金を出してもらいたい、こういうこと

が外国から求められておるよう實は承知をいたしております。

しかし、今國際金融局長もお話しになりました

ように、今度の経常収支が三百億ドル台とい

うことになると、結果的には一体その基礎収支がどうなるのか、これはかなり前に比べて低くなつてき

て、そんなに日本は金があり余つてある国で、どこから要請があれば、はい、よろしいというよ

うなことのできるような情勢にはない、こう思つておきます。

○千野政府委員 そこは御指摘のとおりでござい

ます。

○堀委員 しかし、御承知のように、今法案で出

おります欧洲復興開発銀行というの、目的と

して、民主化、自由化を行つておる東欧諸国市場経済への移行を支援するといふことのようであ

ります。私は後でこれに触れるのでありますけれども、この歐州復興開発銀行に日本が協定署名国として参加をいたしました中で、初めてこういう

協定の中でこういうものが決められたといふことを私は大変喜んでおるわけであります。資本金百億ECU(欧州通貨単位)、約百二十億ドルで、五年間に分割して払い込み、払い込み資本、請求

払い資本三対七、払い込み額確定通貨はECU、

ドル及び円、払い込み資本のうち五〇%は国債に

まつたが、これが徐々に小幅になつてきているわ

けでございます。例えば一九八六年度の経常収支は九百四十一億ドルということございました

が、これが年々減りまして八九年度には五百三十

四億ドルということで、今年度は三百億ドル台と

いうことに見込まれてゐるわけでござります。

日本は何か大変資金のある国なので、これから湾

岸戦争後もいろいろな復旧の問題やその他に大いにひとつ資金を出してもらいたい、こういうこと

が外国から求められておるよう實は承知をいたしております。

しかし、今國際金融局長もお話しになりました

ように、今度の経常収支が三百億ドル台とい

うことになると、結果的には一体その基礎収支がどうなるのか、これはかなり前に比べて低くなつてき

て、そんなに日本は金があり余つてある国で、どこから要請があれば、はい、よろしいというよ

うなことのできるような情勢にはない、こう思つておきます。

○千野政府委員 そこは御指摘のとおりでござい

ます。

○堀委員 しかし、御承知のように、今法案で出

おります欧洲復興開発銀行というの、目的と

して、民主化、自由化を行つておる東欧諸国市場経済への移行を支援するといふことのようであ

ります。私は後でこれに触れるのでありますけれども、この歐州復興開発銀行に日本が協定署名国として参加をいたしました中で、初めてこういう

協定の中でこういうものが決められたといふことを私は大変喜んでおるわけであります。資本金百億ECU(欧州通貨単位)、約百二十億ドルで、五年間に分割して払い込み、払い込み資本、請求

払い資本三対七、払い込み額確定通貨はECU、

ドル及び円、払い込み資本のうち五〇%は国債に

まつたが、これが徐々に小幅になつてきているわ

けでございます。例えば一九八六年度の経常収支は九百四十一億ドルということございました

が、これが年々減りまして八九年度には五百三十

四億ドルということで、今年度は三百億ドル台と

いうことに見込まれてゐるわけでござります。

日本は何か大変資金のある国なので、これから湾

岸戦争後もいろいろな復旧の問題やその他に大いにひとつ資金を出してもらいたい、こういうこと

が外国から求められておるよう實は承知をいたしております。

しかし、今國際金融局長もお話しになりました

ように、今度の経常収支が三百億ドル台とい

うことになると、結果的には一体その基礎収支がどうなるのか、これはかなり前に比べて低くなつてき

て、そんなに日本は金があり余つてある国で、どこから要請があれば、はい、よろしいというよ

うなことのできるような情勢にはない、こう思つておきます。

○千野政府委員 そこは御指摘のとおりでござい

ます。

○堀委員 しかし、御承知のように、今法案で出

おります欧洲復興開発銀行というの、目的と

して、民主化、自由化を行つておる東欧諸国市場経済への移行を支援するといふことのようであ

ります。私は後でこれに触れるのでありますけれども、この歐州復興開発銀行に日本が協定署名国として参加をいたしました中で、初めてこういう

協定の中でこういうものが決められたといふことを私は大変喜んでおるわけであります。資本金百億ECU(欧州通貨単位)、約百二十億ドルで、五年間に分割して払い込み、払い込み資本、請求

払い資本三対七、払い込み額確定通貨はECU、

ドル及び円、払い込み資本のうち五〇%は国債に

まつたが、これが徐々に小幅になつてきているわ

けでございます。例えば一九八六年度の経常収支は九百四十一億ドルということございました

が、これが年々減りまして八九年度には五百三十

四億ドルということで、今年度は三百億ドル台と

いうことに見込まれてゐるわけでござります。

日本は何か大変資金のある国なので、これから湾

岸戦争後もいろいろな復旧の問題やその他に大いにひとつ資金を出してもらいたい、こういうこと

が外国から求められておるよう實は承知をいたしております。

しかし、今國際金融局長もお話しになりました

ように、今度の経常収支が三百億ドル台とい

うことになると、結果的には一体その基礎収支がどうなるのか、これはかなり前に比べて低くなつてき

て、そんなに日本は金があり余つてある国で、どこから要請があれば、はい、よろしいというよ

うなことのできるような情勢にはない、こう思つておきます。

○千野政府委員 そこは御指摘のとおりでござい

ます。

○堀委員 しかし、御承知のように、今法案で出

おります欧洲復興開発銀行というの、目的と

して、民主化、自由化を行つておる東欧諸国市場経済への移行を支援するといふことのようであ

ります。私は後でこれに触れるのでありますけれども、この歐州復興開発銀行に日本が協定署名国として参加をいたしました中で、初めてこういう

協定の中でこういうものが決められたといふことを私は大変喜んでおるわけであります。資本金百億ECU(欧州通貨単位)、約百二十億ドルで、五年間に分割して払い込み、払い込み資本、請求

払い資本三対七、払い込み額確定通貨はECU、

ドル及び円、払い込み資本のうち五〇%は国債に

まつたが、これが徐々に小幅になつてきているわ

けでございます。例えば一九八六年度の経常収支は九百四十一億ドルということございました

が、これが年々減りまして八九年度には五百三十

四億ドルということで、今年度は三百億ドル台と

いうことに見込まれてゐるわけでござります。

日本は何か大変資金のある国なので、これから湾

岸戦争後もいろいろな復旧の問題やその他に大いにひとつ資金を出してもらいたい、こういうこと

が外国から求められておるよう實は承知をいたしております。

しかし、今國際金融局長もお話しになりました

ように、今度の経常収支が三百億ドル台とい

うことになると、結果的には一体その基礎収支がどうなるのか、これはかなり前に比べて低くなつてき

て、そんなに日本は金があり余つてある国で、どこから要請があれば、はい、よろしいというよ

うなことのできるような情勢にはない、こう思つておきます。

○千野政府委員 そこは御指摘のとおりでござい

ます。

○堀委員 しかし、御承知のように、今法案で出

おります欧洲復興開発銀行というの、目的と

して、民主化、自由化を行つておる東欧諸国市場経済への移行を支援するといふことのようであ

ります。私は後でこれに触れるのでありますけれども、この歐州復興開発銀行に日本が協定署名国として参加をいたしました中で、初めてこういう

協定の中でこういうものが決められたといふことを私は大変喜んでおるわけであります。資本金百億ECU(欧州通貨単位)、約百二十億ドルで、五年間に分割して払い込み、払い込み資本、請求

払い資本三対七、払い込み額確定通貨はECU、

ドル及び円、払い込み資本のうち五〇%は国債に

まつたが、これが徐々に小幅になつてきているわ

けでございます。例えば一九八六年度の経常収支は九百四十一億ドルということございました

が、これが年々減りまして八九年度には五百三十

四億ドルということで、今年度は三百億ドル台と

いうことに見込まれてゐるわけでござります。

日本は何か大変資金のある国なので、これから湾

岸戦争後もいろいろな復旧の問題やその他に大いにひとつ資金を出してもらいたい、こういうこと

が外国から求められておるよう實は承知をいたしております。

しかし、今國際金融局長もお話しになりました

ように、今度の経常収支が三百億ドル台とい

うことになると、結果的には一体その基礎収支がどうなるのか、これはかなり前に比べて低くなつてき

て、そんなに日本は金があり余つてある国で、どこから要請があれば、はい、よろしいというよ

度になるか、だれも自信を持つてこれに答えを出しができておりません。

御指摘を受けておりましたように、まさに構造改革に取り組んでまいりました結果、経常収支の黒字幅というのも縮小してきております。そして、一方では日本政府そのものが百六十八兆に上る国債残高を抱えておりまして、そう甘い話ばかりができる状況にないという御指摘はそのとおりであります。また、特に今回の中東の情勢の変化の中で、日本国内からも非常に安易に資金協力という言葉が使われる情勢の中で、各国から過大な期待を置いておるという状況については、私どもは極めて不本意な感じを持ちながら対応をいたしております。

しかし、国際社会の中において、当然のことながら日本はその役割は相応に果たしていくなければならないわけでありまして、むしろ今後外交政策と我々の資金の提供の内容というものをどう調整合意を持たせていくか、政府自身としても真剣に考えなければならない局面に参つております。こうした点から、私は今の委員の御指摘を極めて敬意を持つて拝聴させていただいております。

○堀委員 [委員長退席、村井委員長代理着席] 今大蔵大臣からお話をございましたよ  
うに、私の認識と大蔵大臣の認識は、少なくとも、日本の国際収支問題及びそれを取り巻く客観的  
的な各国の状態については大変憂慮すべき段階にある、こういうふうに感じておるわけであります。  
この中で、実は私、一つ非常に問題があると思つておりますのは、やはりアメリカの問題が非  
常に重要な問題ではないか、こう私は考へてゐるわけであります。

そこで、私の方で試算をしたものを持ちよと申し上げますと、世界の貯蓄、投資、財政赤字といふものを一九八九年で見てみると、米国の民間貯蓄は八千三百五十億ドル、日本は九千八百九十一億ドル、西ドイツ、このときまだ西ドイツでござ

いますが、三千九百九十九億ドル、こうなつております  
して、その中で、民間投資は、米国が七千九百六  
十億ドル、日本九千百七十億ドル、西ドイツ二千  
五百五十億ドル。中央政府の赤字が、米国は千五  
百億ドル、日本が五百五十億ドル、西ドイツ百十億  
ドル。経常収支は、米国はマイナスで千百十億ド  
ル、日本がプラス五百七十億ドル、西ドイツ五百  
三十億ドル、こんなふうな形でございます。

確かに、今度湾岸戦争で、アメリカがイニシアチブをとってイラクの不当なクウェート侵攻に対して適切な処置をとったことについては、私はやはり世界の人間の一人として大変すばらしかった、こういうふうに高く評価をしているのでありますけれども、今後の問題については、要するにアメリカもみずから自分たちの国の財政なり経済なりを真剣に自分たちの力で立て直すという意欲を持つてもらわなければなるに任せて、要するにファイナンスはよその国に助けてもらうなどということは、これだけの軍事的、政治的に大きな影響力を持つておる国としては、どうも私は適当でないのではないか、こういう感じがいたしてなりません。

そうして、さつきから申し上げているように、これからは問題として東欧、ソ連の問題がありま  
すし、湾岸の問題も出てきます。ただ、それだけではなくて、やはりラテンアメリカの問題さらにはアフリカの問題、私たちにとりましてはアジアの問題というものが、今ほかの問題が大きくなつたために実はその下に隠れておりますけれども、これはまたなかなかやるがせにできない、非常に大きな問題がここにあるわけでございます。  
ですから、そういうふうに考えてきたときに、私どもは一体どういう形でこれに対応すべきか。

私は率直に言いますけれども、日本外交なりいろいろな点で、非常に不満に思っておりますのは、どうも日本という国には主体的な外交がないのではないか。要するに常に受け身で、何かが来たらそれによたえる。これではまさに政治小国と

いうことでして、今後の日本の将来について、率直に言って私は実は非常に心配をしているわけであります。

さつきもちょっとどこで大蔵大臣と立ち話ををしておりました中で、私は皆さんのおかげで衆議院議員在職三十一年でございますけれども、若いころには、外国へ行きましたときに、遠慮なくそこの大使に、大使、日本経済の中で最も重要なものは何でしょうか、御存じですか、こう聞きますと、実は答えられない人の方が多いのです。私は、今そんなこと言えませんけれども、若いころですから、あなた、日本国を代表してこの国に来ていて、日本の経済上の問題、プラスの問題あるいはマイナスの問題、国際的な問題、そういうことを私どもにこの場所でちゃんと説明できなくて、あなた、何を代表して大使として来ているんですか、率直にこう申したことがあるわけであります。大使の方は、いや、まあこちらのこととにかくてましてと言うから、冗談じゃない、日本のことを探らぬいであなた方何をやつているんですかというようなことをやっておりました。

また、国際関係の問題で、外務省の方に来ていて、ただいて私がいろいろと質問をいたします。そして、資金の問題でありますけれども、少なくとも大蔵委員会で私が質問してぱっと答弁の出しますと、資金の問題ではないのですけれども、外務省からは、もたもたしてなかなか答弁が出てこないんです。そうすると、当時の国際金融局長が手を挙げまして、ちょっと時間がかかるようございまますから私の方で答弁さしてください。私は外務省の所管のことだから外務省を呼んで質問をしておるのに、所管外の大蔵省の方から、ちょっと時間がかかるようですからかわって答弁さしていただきますなどということが実はかつてあったわけであります。

私は、どうしてこういうことが起こるのだろうか。特に今、世界の中の日本というものが相対的に大きくなつておるにもかかわらず、これまでの

会において中国を孤立化させたままにしておくことは絶対に世界にとって得策ではないと信じておりますし、この行動自体を私は悔いておりません。ところが問題は、一体我々が地域としてのノーハウを持つている、世界地図眺めたときに、やはり我々はアジアというものに自分たちの基盤を置かなければならぬと思つております。そして、例えばアフリカ開発基金のように、日本は最大の出資国でありますけれども、やはりアフリカという地域に対して、地理的にもまた歴史的にもかわりが薄い地域は、こうした国際金融機関を盛り立てるこことによつてそれぞれの地域に我々は協力をしていくべきであると思ひます。欧州復興開発銀行に対し積極的に我々が参加を決定いたしましたのも、東欧の改革というものを進めていく上において、二国間において全力投球ができるだけの我々はやはり歴史的、地理的つながりを持つていてない。なれば、やはり欧州復興開発銀行というものを盛り立てるこことによつて我々はこの地域に対する貢献を果たすべきであろう。同じように、米州開銀を中心にして、やはり中南米については私はアメリカのイニシアチブというものを尊重していくことが日本の立場であると思います。

そうした考え方のともに我々なりに整理をいたして財政の立場から対応しておるつもりであります。が、東というものに対する位置づけが我々の世界でも抜けておつた、今までまことに御提案が各党からなされておりますし、国際的にも出ておりますが、こうした視点を持ってこれらの問題にも取り組んでいかなければならぬ、そのように考えております。

そこで、ちょっと今後の見通しについて、要するに世界の資金の流れというのは今後どうなるんも、やはりアジア重視という認識は、これは私ども、要するにアジアの国として当然のことだ、こう考えておるわけであります。

○堀委員 私も後で触れるのでありますけれども、やはりアジア重視という認識は、これは私ども、要するにアジアの国として当然のことだ、これが、こうした視点を持ってこれらの問題にも取り組んでいかなければならぬ、そのように考えております。

だらうか。私は時間の節約をするために私の方で、ちょっとと申し上げますけれども、私どもの試算であります。が、国際的な資金貸借表ということと、年末とこれから六年先の一九九五年末をまず、ちょっとと計算をしてみたい、こう思つてやつてみたわけでござります。一九八九年未の貸し手の方は、日本が三千五百億ドルの貸し手になつて、中東産油国が三千億ドル、西ドイツが二千六百億ドル、というのがこのときのものでございます。この三千五百億ドルというのは对外純資産でありますし、中東産油国はクウェートが一千一百億、サウジアラビアが八百億、あと一千億が個人とその他の湾岸諸国といふことで三千億、そして西ドイツが二千六百億。そのときの借り手というのは、アメリカが六千五百億ドル、ラテンアメリカが三千億ドル、ソ連、東欧が千億ドル。こういうふうに一応置いてみまして、これが一九九五年末には一体どうなるんだらうか。これは試算のベースがちょっとと私どもなりの試算のベースでありますけれども、要するに成長率、全体として〇・五%くらいのものを二・五%くらいに高めないとどうもこういう一九九五年末の姿が出ないのでありますが、それでも一九九五年末には日本は六千億ドルの貸し手になり、中東産油国が五千億ドル、ドイツが三千億ドル、こういうふうになるのであります。さつきから私が申しておりますように、借り手の方は、一九九五年末にアメリカが一兆一千億ドルを借り手として借りる、ラテンアメリカとソ連、東欧である五千億ドル、こういう姿が、一つの試算でありますけれども出てまいるわけであります。

ですから、私たちとは今後考えます場合に、アメリカが少しきんとしてくれなければ、それだけでも、言ってみればざるに水を流し込むようなもので、私は、世界経済にとってこれは大変問題が大きい、こう考えてゐるわけでありまして、こういうような点を、確かに政治的にはいろいろアメ

リカから非難を受けておるのであります。けれども、経済的にはあなた方はもっとちゃんとしてくださいよ、こういうふうになる予想もあるんだから、それにならないようにやつてくれといふくらいのことをきちんとアメリカに言うべきではないのかという感じがしてなりません。大臣、いかがでございましょうか。

○橋本國務大臣 その御指摘、私ども、そのとおりだと思います。そうして、まさに日米構造問題協議のときに我々がアメリカ側に対し執拗に迫ったのは、アメリカの双子の赤字と言われるものに対してきちんととした対応をとってくれということ、同時に貯蓄率を高める努力をしてくれということでありました。私どもが予測いたしましたよりも時期がおくれましたけれども、昨年のたしか十一月でありますか、今後五年間に千四百六十六億ドルの増税というものが決定をいたしまして、既に動き始めております。これだけでアメリカの財政赤字が全部解消するわけではありませんけれども、少なくとも我々の指摘にこたえた努力をアメリカ側が開始してくれておりますことは評価はいたしますが、なお一層の努力を我々はこれからも求め続けなければならない、そのように考えております。

○堀委員 そこで、この欧州開発銀行に円で出資できるようになつた。こういう問題を通じて、現在の日本の通貨に対する対応でありますけれども、現状で一体円がどういう形で使われていて、ドルがどういう形になつているかということを、ちょっと事務の方で答弁してください。

○千野政府委員 円の国際化の問題でございますが、端的に数字を御説明申し上げます。

まず、経常取引面でどのように使われているかということをございますが、まず輸出でございまます。我が国の貿易の円建て比率の推移を見ますと、輸出における円建て比率は、長い目で見ましても徐々に向上はしてきております。例えば一九七〇年にはわずか〇・九%でございましたが、それが八〇年には二九・四%になり、八五年には三

九・三%まで上がった。ところが、その後は大勢観察としては横ばいでござります。九〇年は三七・五%ということで横ばいになつております。それから輸入でございますが、これはやはり長期的には少しずつ円建て比率は上昇しておりますけれども、非常に緩やかでございまして、七〇年が〇・三%、八〇年が一・四%、八五年が七・三%、九〇年で一・四・五%ということで、非常に緩やかな上昇でございます。

次に、資本取引面における円の使われ方でございますが、例えばユーロ債が発行されるわけでございますが、そのユーロ債の通貨別の発行状況のデータによりますと、そういうユーロ債の発行総額の中で円建て債がどれくらい占めているかといふことでございますが、これは一九八五年が五%，六年が一〇%，八七年が一六%ということで、その辺まではかなり伸びてきております。この辺は、一言だけ申し上げますと、八五年ごろからのユーロ円債の自由化といったようなものが効果を持って徐々に上がってきたわけでござりますが、最近はもう横ばいといいますか、上がつたり下がつたりという状況になつておるわけでござります。

次に、公的準備面で、各国の通貨当局が外貨を持つわけでございますが、その中で日本円といふものはどれくらい持たれているかということでございますが、七五年に一・七%，八〇年が四・四%，八五年が八・〇%とだんだん上がつてきまして、八九年で七・九%ということで、上昇をしきつてはおりますが、八五年以降は横ばいといふことでござります。

一応そういう形になつております。

○壇委員　お聞きになつたようことで、かつてに比べると確かにふえてまいりました。しかし、どうもなかなか、一回上がつたのですけれども、そこからはいすれももたもたしている、こういう現状でございます。

和は昭和五十六年一月の大蔵委員会で、併どしても日本に短期金融市場をつくることなくして円の国際化というものは難しい、こう考えたものでありますから、今日も検討を続けてもらつてありますけれども、国債資金特別会計という新しい国債発行をやつたらどうかという仕組みを提案いたしました。これはもう何回か当委員会でも言つておりますし、本会議でも言つておるのでありますけれども、要するに今の日本の国債発行とかその他の問題というのは、戦後の、国債乱発に基づくところの高度のインフレーションのときにできた財政法、この財政法をベースにして物が行われているわけであります。あの財政法は、お読みになればわかると思いますけれども、今日のような国債発行などを、あの財政法を書いた人が、この法律のままでこんなことができるなんていうのは一体行政当局は何をしているのだ、あの財政法をつくった人はこう感じているのじやないかと思うぐらいに、さつきもお触れになりましたが百六十九兆でしたか……（橋本国務大臣「百六十八兆」と呼ぶ）百六十八兆。しかし、あそこで建設国債は認めておりますけれども、赤字国債などということは頭の中の隅にもなかつた財政法なのです。そういう財政法で要するに国債をマネージするというのは問題があるというのが私の認識でありますし、国債資金特別会計という特別会計に国債に関するファイナンスは全部任せることで自由に発行して、金利の安いときにどんどん借り入れて、金利の高いときには短期で調整しないで、程度の点では圧縮ができるだけの合理的に金利負担を減らすようにする。それは根っこが大きいのですから、それを上手に金利負担を減らしていくば、今の予算を圧迫している大きな国債費が、確かに大きくなっていますけれども、この問題は話がついていない。

た 六兆だというようなものがある日突然として  
借りかえるなんということがそのときの状態でで  
きると思いませんでしたから、私は、アメリカの  
T B のような短期国債を発行して事前に資金を集  
めておいて、借りかえのときにそれですばつと金  
で処理をして、またその他の国債は適当なところ  
で処理すればいい、こういうう提案を実はいたして  
おるわけであります。

この国債資金特別会計は、かつての山口光秀次  
官なんかもいろいろと本当に真剣に努力をしてく  
れたのであります、財政法をさわらないなどでき  
ない、財政法をさわるのはちょっと大変だとい  
ふことで今日に延び延びになつてゐるというのが現  
状であります。

それで、私はアメリカの T B のようにと言つた  
のは、ここで一つこれを発行することによって、  
これは短期金融市場の種にしよう、こういう考え方  
でそれをやりました。その次に、五十六年の五月  
でありましたか、銀行法改正を行いました。この  
銀行法改正のときに C P を発行できるような法  
律的な整備を進めるべきだという附帯決議を実は  
つけました。要するに片方に短期国債、T B 、片  
方に C P 、もう C D は既にありましたから、そ  
ういうものを有効に利用することによつて短期金融  
市場を大きくしたい、こう考えたわけであります  
す。しかし、短期金融市場のこの短期国債とい  
うものの発行量はなかなかあふえなかつたのであります  
が、今名古屋に行っておる榎原さんが国債課長  
をやつておりますときに、私がしりをたたいて、  
こんなちよつとじやだめだ、しつかりふやせ、こ  
う言つてやりましたら、彼が私のあれに大変こつた  
えてくれまして、今日七兆幾らでありますか、大  
変大きくなつてきたのであります。

しかし、これから後まだいろいろ問題が実はあ  
るのでありますけれども、短期国債やその他を  
やつていただいても、今の短期金融市场における  
問題がまだなかなか解決しない。大分前になります  
けれども、パンクアクセプタンスという制度を  
つくりました。これも円が国際化をしてくる過程

○堀委員 東南アジアだけを言われたのでありますけれども、これはアメリカとかECとか、それもちょっととつけ加えて言つてもらわないと、アジアだけやつていればいい話じゃないので、これはござります。中心にしましてかなり上昇の傾向がございまして、数字で申し上げますと、昭和六十二年全体の円建ては、千野局長からお答えになつたとおりでございますが、件数で見ますと特に上がっておりまして、昭和六十二年が三六・三%、それから昨年、平成二年四七・六%ということで、特に東南アジアを中心にして上昇しておる現状でございましょうか。

○中野説明員 御説明いたします。

円建てにつきましては、近年特に東南アジアを貿易面でやはり円建てで処理がされる、要するに円の商品市場ができるというようなことが今後の解決の方向ではないか、こう考えているわけでございます。

これについて日銀の方で何かお答えいただけることがありますか。(三重野参考人)「パンクアクセプタンスのことです」とお答えいたしましたとおりです」と呼ぶ)結構です。そこで、きょうは通産省は局長が参議院に行っているようでありますから、貿易局の総務課長の日本の貿易の具体的な地域別の他の現状についてちょっと報告をいただきたいと思います。

○中野説明員 御説明いたします。

円建てにつきましては、近年特に東南アジアを貿易面でやはり円建てで処理がされる、要するに円の商品市場ができるというようなことが今後の解決の方向ではないか、こう考えているわけでございます。

○千野政府委員 これは、御指摘のとおり残念ながら余り振るいませんで、たしか現在の残高は十億円程度と聞いております。

○堀委員 私は、そういう意味では、一つは金融面で円が国際化をするということが非常に重要なファクターである、こう思つております。一つは貿易面でやはり円建てで処理がされる、要するに円の商品市場ができるというようなことが今後の解決の方向ではないか、こう考えているわけでございます。

○中野説明員 わかりました。

日本の輸出で申し上げますと、これは件数ベーコンでございますが、平成二年全地域向け件数ベーコンでござりますと、円建ては四一%でござります。地域別に主なところを申し上げますと、アメリカが一八%，それからEC五一・六%，LDC全体で四七%，東南アジアが四七・六%，共産圏が四〇%というのが現状でございます。

○堀委員 数量で見るとそうだということなんですが、どうもこれは金額で見ないと、どういうふうな形になつてゐるか、ちょっと認識が難しいのですがありますけれども、やはり両面で、これはひとつ日本の経済的な戦略として円の国際化というものを、大蔵省としては国際金融面でありますけれども、貿易の方は通産省所管でありますが、各省内にわたつてのそういう戦略が必要ではないかと申うのでありますけれども、大蔵大臣、いかがでございましょうか。

○橋本国務大臣 なかなか具体的にその設計は難しいという感じが直観的にいたしますが、いずれにいたしましても、こうした戦略的な思考を持つことは私も必要なことであらうと思います。

○堀委員 さようは時間の制約がありますので關係の方しかお越しいただかなかつたのですが、もし将来この国会でも時間がとれましたら、経団連とか日経連とか経済界の幹部の方に御出席をいただいて、これは金融の面もそうでありますし、貿易の面もそうでありますけれども、日本がこれかならるべきそういう経済的な戦略について実は少しほとんど意見交換をしていなかったのです。私は皆さんと意見交換をしたい、こう思つておられるのであります。

というのは、政府主導だけでできるものはごく限られている部分でありまして、要するに経済の問題というのは実際にそれを抱つておる金融界の皆さん、あるいは商社とかその他、あるいは製造業の皆さん、この人たちがその気になつて、輸出をするときにも円建てでいきましょう、輸入をす

るときにもできるだけ円建てでやりましょう。こう思つてゐるわけ

うやつていただけば、この間起きたような問題はなくなつてくるのではないか。

この間起こった問題というのは、九十億ドルの支援を日本は実はお約束をいたしました。そうして補正予算を組んで、いつこれは処理されたのですか。最初に、いつ処理されたかだけちょっと伺いたい。アメリカに払つたとき。

○千野政府委員 一兆一千七百億円をG.C.C.に対しまして十三日に円価で払い込んでおります。

○堀委員 それは円価で払つたとすると、ドルで換算して、そのときのドルのベースでは幾らになつてるのでしょか。百三十円のときの九十億ドルの換算だと思うのですね。一体どうなつてゐるか。九十億ドルという約束をしていて、しかし実際にドルでいつたら減価しているといふことになつてゐるのぢやないでしょかね。

○橋本國務大臣 実際これは外務省がやつておりますので、私どもちょっと正確に幾らで換算してお渡しすることになるのか、手元に資料を持つたが、委員申し上げたいと思ひますのは、日本の場合にこの海岸に対する多国籍軍の資金協力と申しますもの、これは以前に二回、十億ドルずつ行つております。この時点も実は円建てで行っておりまして、このときには、多少円高に振れておりました分だけ本来なら余剰が生じたかもしれません。しかし、それも実は問題にならなかつたわけでありまして、我々としては今回も円建てで支払うことに別に問題があると思つておらないわけであります。

○堀委員 私は、九十億ドルということばかりが表へ出でていて、それで一兆一千幾らと、こういう話になつていたものですから、恐らくドルで払つたのかと思つていたのですが、円で払つたのなら問題ございませんので、それは大変結構なんですね。何にしても、要するに円で処理をしていい

といふのは大変適切でない、こう思つてゐるわけ

でありまして、そういう意味でひとつ考えていました

だきたいと思います。

ここで私がTBの話を聞きましたのは、ちょうど一九八四年にアメリカに参つております。ボ

ストンにおりますときに当時の平沢先任次長から電話がございまして、今、特別会計、一生懸命やつてきたけれども、どうにもできませんので短期国債の法律だけ処理をしたい、どうでしようか

とおっしゃるので、それは結構です、ぜひやつて

くださいとお願いをいたしました。

そして昭和六十年、このときは私は予算委員

会で、当時社会党の副委員長でございましたけれ

ども、税の公正化を担保したいといふ私の長年の考

え方を実行するためにはどうしてもE.C型の付

加価値税を導入する以外はない。当時のことであ

りますけれども、所得税の納税者の九二%がサラ

リーマンです。源泉徴収なんです。残りの八%は

営庶業、農業の皆さんが納めている。この営庶

業、農業の皆さんのがどのぐらい納めているかとい

うことを国税庁の十四年間の統計によつて計算を

してみますと、平均的に約七四%しか納めていな

い。二六%は脱漏になつておるといふことが大量

統計の中でもわかつたわけであります。そうする

と、憲法三十条は、国民は納税の義務を負うと

はつきり書いてゐる所以でありますし、税ぐらい公

正が担保されるべきことが、納税のシステムに

よつて片方は一〇〇%、九二%のサラリーマンは

税金を取られているが、片方は、十三年間でした

か、この大量統計で見ても二六%ぐらいが漏れて

いるといふことは何としても正しかった。

それを正すためには、これは付加価値税で、税金を取るの

が目的じゃなかつたのですから、インボイスのつ

いた付加価値税というシステムによつて物の流れ

を全部国税庁の中にインプットしておけば、たと

え営庶業、農業の皆さんといえども、幾らで幾ら

出荷したといふこと、あるいは買って売つたと

か、すべてがちゃんと資料になるわけであります

ので、それをベースにして税の公正化を図りたい

ということでその提案をいたしました。

これをやるために、実は私はずっと大蔵委員でいたのですけれども、そのときは正規の予算委員で

になつてこれをやることで、予算委員をやつておりました。

私は非常にびっくりいたしました。私が提案の、アメリカのTBのよう短期国債をやつてくれといたのではありません。処理された結果を見たら、何とこれに源泉徴収がついておるということで、私は非常にびっくりいたしました。

私は非常にびっくりいたしました。

そこで私は予算委員長から御答弁申しあげまし

す前に、一言だけ先生御指摘のTBの市場がどの

よう形で拡充されておるかということにつ

いて簡単に触れていただきたいと思うのであ

ります。

まさに先生の御指摘を踏まえまして、我が国

短期金融市場の整備あるいはその中の短期国

債、TB市場の整備育成ということが進んだわけ

でございます。五つございまして、一つは発行量

の大幅な増大といふことでござります。五年間

でござります。それが二点目に、発行頻度を増加さ

せます。それから三點目に、発行額度を増加さ

せます。最近では毎月二回、このTBというも

のを発行するということをしております。それか

が、現在は七、八兆の残高まできておるわけでござります。

それから二点目に、発行頻度を増加させます。

それから三點目に、発行額度を増加させます。

それから三點目に、発行頻度を増加させます。

うのが現在の状態なんです。

ですから、まず事務方のあれを聞いてから大臣に御答弁いただきたいと思います。

いかが、これがもう既にこの問題が起きてから五年前から五つとも、私が問題にするように

わざかな、今の源泉徴収をやらなければならぬのか。これがもう既にこの問題が起きてから五年前から五つとも、私が問題にするように

ます。

要するに、税金がついていなければ今の短期国債はオーバーナイトでも処理ができる商品なのですが、そういう本来的な商品の特性を阻んだ今の源泉徴収をつけている限り、国際金融面におけるそれは先生がかねて御指摘になつたことでござります。それが、これまで御指摘になつたこととござりますが、これを取り得時に源泉税相当額を還付する。これは六十二年の八月からやつております。こういうふうな、今五点申し上げましたが、このTB市

場の拡充育成努力ということで全力を尽くしていただきでございます。

その中で、先生はまさに円の国際化という視点からT-B問題といふものをお取り上げになっておられるわけでございますが、そこでT-Bの源泉徴収問題をお取り上げになつておるわけでござりますが、この点につきましては、まさに我が國の

税制度のもとでの適正な課税の確保と、それからT-Bの円滑な流通を図ることによるT-B市場の育成という両面の要請の調和をどこでとるかということ、私どもT-Bを発行しております当局の方といひたしまして、かなりその点、先生の御指摘も受けましていろいろ勉強もさせていただき、苦慮もしておりますところでございますが、なかなか難しい点があるわけでございます。主税局長の方からその検討の状況等については別途申し上げると思います。

○尾崎政府委員 かねがねの御主張でござります。よく私ども内容は承知しておりますが、いわゆる短期国債と政府短期証券につきましては、ほかの債券との課税のバランスという点から、償還差益でございますとか、これは所得の発生の都度税負担を求めるというのが我が国の考え方でございまして、適正課税を確保する観点から一般的に源泉徴収の対象とするということをいたしております。

それから、金融商品相互間の課税バランス、これもまた大変重要なことでございますので、それらのことを考えますと、流通形態等によりまして課税の方式が左右されるといふことは好ましくないと考えるのが税制上の現在の原則となつてゐるわけでございます。

その中におきまして、御指摘の短期国債につきましては、何分にも短期金融商品であるといふことから十分の流通性が要請される。そこで、発行時から償還までブックエントリー・システムにおきまして取引されているものにつきましては、償還

差益に対します法人税の課税の際に、その法人がどのぐらいの期間その短期証券を持っていたかと

いうその保有期間にかかわりませんで、源泉徴収の外で、短国でございますとか政府短期証券の取得、流通が行われる、あるいは法人ではなくて個人による取得が外で行われるということは法律上禁止されているものではございませんのですから債券という性格からいきまして、源泉徴収を行つておきませんと、やはり適正な課税上問題が生ずるのではないかと私どもは考えております。

そこで、一つの考え方といたしまして、法律上明確に国内の他の金融取引に対する影響を遮断してしまう、そしてその課税のバランスという問題をクリアできるのではないかといふように思っておきませんと、やはり適正な課税上問題が生じ得るのではないかと私どもは考えております。

そこで、一つの考え方といたしまして、法律上明確に国内の他の金融取引に対する影響を遮断してしまう、そしてその課税のバランスという問題をクリアできるのではないかといふように思っておきませんと、やはり適正な課税上問題が生じ得るのではないかと私どもは考えております。

そこで、橋本大蔵大臣に伺いたいのですがその現況でございます。なお努力してまいりました存じます。

○堀委員 経済企画庁、もう時間がありませんから、退席してもらつて結構です。

実は私、マルフォードと話をしましたときに、マルフォードがこういうことを言うのですね。堀さん、もしアメリカならば、私の息子が、ちょっとおやじさん一ドル貸せ、こう言って、それで今T-Bをオーバーナイトでやつて、そして小遣いくらい稼げるのですよ。だから何とか源泉徴収というのをやめてくれと言いました。私は彼にこう言ったのですね。私も、私の息子が今短期国債で処理をしようというのならやれます。私は、小さいですけれども株式会社昌平という法人の代表取締役をしておりまして、息子もスタッフでございます。ですから、要するに、法人の金で処理をして、収益があつたらそれをボーナスかなんかで渡すということとも可能なんで、あなた方は個人ばかり考えているけれども、日本には法人が百人以上あるのだ、あなた、知っていますか、こう聞きましたら、いや、そんなことは全然考えたこともない、こう言つてはいるわけであります。

だから、今の個人、法人の問題というのは、要するに法人とはごく限られたものだ、日本のよう百人以上も、中でもちょっとひどいと思うのですけれども、その中の赤字法人というものがほとんどだというような話は、これはちょっと余談でありますけれども、実情を彼らが知らないものだからそういう話なんで、マルフォードとはそれはきつちりやつて、そこはわかったとマルフォードが私に言つていますから、個人でという話にはなつてないと思うのです。

それからもう一つ、私は今の問題の中で最初からそういふ話なんで、マルフォードとはそれは個人取引を含めるということであるというようになります。

その中におきまして、御指摘の短期国債につきましては、何分にも短期金融商品であるといふことから十分の流通性が要請される。そこで、発行時から償還までブックエントリー・システムにおきまして取引されているものにつきましては、償還

がそのまました所得税を全額法人税から控除するといふシステムをとつております。流通上の支障を生じないよう最大限の配慮を行つてあるところでございます。

しかしながら、このブックエントリーシステムの外で、短国でございますとか政府短期証券の取得、流通が行われる、あるいは法人ではなくて個人による取得が外で行われるということは法律上禁止されているものではございませんのですから、そのような事態が生ずることも考えられるわけでござります。

そこで、橋本大蔵大臣に伺いたいのですがその現況でございます。なお努力してまいりました存じます。

○堀委員 経済企画庁、もう時間がありませんから、退席してもらつて結構です。

実は私、マルフォードと話をしましたときに、マルフォードがこういうことを言うのですね。堀さん、もしアメリカならば、私の息子が、ちょっとおやじさん一ドル貸せ、こう言って、それで今T-Bをオーバーナイトでやつて、そして小遣いくらい稼げるのですよ。だから何とか源泉徴収というのをやめてくれと言いました。私は彼にこう言ったのですね。私も、私の息子が今短期国債で処理をしようというのならやれます。私は、小さいですけれども株式会社昌平という法人の代表取締役をしておりまして、息子もスタッフでございます。ですから、要するに、法人の金で処理をして、収益があつたらそれをボーナスかなんかで渡すということとも可能なんで、あなた方は個人ばかり考えているけれども、日本には法人が百人以上あるのだ、あなた、知っていますか、こう聞きましたら、いや、そんなことは全然考えたこともない、こう言つてはいるわけであります。

だから、今の個人、法人の問題というのは、要するに法人とはごく限られたものだ、日本のよう百人以上も、中でもちょっとひどいと思うのですけれども、その中の赤字法人というものがほとんどだというような話は、これはちょっと余談でありますけれども、実情を彼らが知らないものだからそういふ話なんで、マルフォードとはそれはきつちりやつて、そこはわかったとマルフォードが私に言つていますから、個人でという話にはなつてないと思うのです。

それからもう一つ、私は今の問題の中で最初からそういふ話なんで、マルフォードとはそれは個人取引を含めるということであるというようになります。

その中におきまして、御指摘の短期国債につきましては、何分にも短期金融商品であるといふことから十分の流通性が要請される。そこで、発行時から償還までブックエントリー・システムにおきまして取引されているものにつきましては、償還

やつている短期国債の取引を個人でやらせるようなことがあつたら、国債取引はその証券会社ではやりませんよという一札をとつてありますという話を大分前に一回聞いたことがあります。だから、要するに、個人にくつ話を遮断することはそんなに困難ではない、こう私は思つてゐるわけであります。

そこで、橋本大蔵大臣に伺いたいのですがその現況でございます。なお努力してまいりました存じます。

○堀委員 経済企画庁、もう時間がありませんから、退席してもらつて結構です。

実は私、マルフォードと話をしましたときに、マルフォードがこういうことを言うのですね。堀さん、もしアメリカならば、私の息子が、ちょっとおやじさん一ドル貸せ、こう言って、それで今T-Bをオーバーナイトでやつて、そして小遣いくらい稼げるのですよ。だから何とか源泉徴収というのをやめてくれと言いました。私は彼にこう言ったのですね。私も、私の息子が今短期国債で処理をしようというのならやれます。私は、小さいですけれども株式会社昌平という法人の代表取締役をしておりまして、息子もスタッフでございます。ですから、要するに、法人の金で処理をして、収益があつたらそれをボーナスかなんかで渡すということとも可能なんで、あなた方は個人ばかり考えているけれども、日本には法人が百人以上あるのだ、あなた、知っていますか、こう聞きましたら、いや、そんなことは全然考えたこともない、こう言つてはいるわけであります。



ンタルズがさほど好転しているとは基調的には思えない。

そういった中で、軍事力で勝つた勝つたといふことは、ムード的にはアメリカ経済は強いといふ感じを与えてるのでござりますけれども、為替のああいつた乱高下状態を見て、ますと必ずしもそうじやないんじやないか。恐らく半年から一年後にまた普通の状態に返ったときに、アメリカ経済が大分動搖しますと、やはり世界経済に与える影響も大きいわけでござりますが、一般的に大臣はどういうお見通しを持つておられるか、これについてお聞かせいただきたい。

○橋本国務大臣 私どもの立場で為替の水準があるべきかということを申し上げることは、必ずしも望ましいことではありません。しかし、一般的な考え方としてお聞きをいただきたいと存じます。

先般のたまたま記者クラブの皆さんから為替の水準についてお尋ねがありましたときには、私は楽し  
くないという言い方をいたしました。そして、そ  
れは率直に申しまして、現在日本の経済のファン  
ダメンタルズを現行の為替の水準が的確に反映し  
たものとは思わないということであります。

同時に、今確かには両岸危機というものが経済をしつつある状況の中で、いわば戦勝ムードによるある種のムードが為替の世界に流れておりますことは事実でありますから、私は今委員が御指摘になりましたと同じような問題点をまさに心配を続けております。これがその期待といたしますが、勝った勝ったムードの中についている水準が、改めてアメリカ経済のファンダメンタルズというものを落ちついて見直したとき、どすんと落ち込むような事態がありますと、これは本当に大きな影響を世界経済に与えます。そういう意味では、この状況を私は決して余り楽しいものと受けとめておりません。

同時に、私は就任以来、G7のたびに、日米欧の三極の通貨というものの中にある種の安定した仕組みがつくれないだろうかということを提起をしておりません。

例えば東海銀行と三和信金の合併問題がござります。金庫さんみたいに七兆も八兆も持つていて大信金庫があるかと思いますが、大半が二、三千億の金庫で、しかも、三和さんの場合には都市に店舗を持つておられます。地元に偏っていますが、信金等は非常に苦しい状態にあると聞いておりまして、ある意味では大蔵省出入りのマスコミの方々にも、そんなことを余り書くなという話をされているということを聞いております。こういった合併でもって大銀行が中小金融機関の赤字をしょい込んでいく、そういう姿だけでもって果たしてこの問題に対処し切れるとどうか、この辺についてまで、日銀のお考え方を聞かしてくれますか。

○小島参考人 小島でございます。

本采は大蔵省からお答えいただく方がよろしいんじやないかと思いますが、今回の合併のケースにつきましては、実は私ども三和信用金庫といふのは取引先ではございませんので、経営内容について詳しく承知しておるわけではございません。したがいまして、救済合併に当たるかどうかといふような判断については、差し控えさせていただ

○大木委員　日本の持っている経済力あるいは易の力、金融の力、そういうものが非常に大事な役割を果たす時期が来るという感じもしております。金利問題等についても触れたいとは思うのですが、けれども、堀先輩のおっしゃったことに私も大筋としては賛成しているのです。

問題は、最近の一つ個別の問題に入りますと、

きな合率化強化めると思ひる況の經營二

いとと思っております。  
今回の両金融機関の合併は、経営の合理化、効率化を進め、金融の自由化に対応した経営基盤の強化を図るとともに、地域金融の一層の充実に努めることを目的として決定されたものであります。聞いておりまして、一つの経営判断であると  
ます。

般論として申し上げますと、今後金融機関の中もとでございまして、そうした環境変化の中

もと信  
違つた  
ており  
いうこ  
たがい  
特の強  
経営を  
るわけ  
す第一  
万二

占用金庫のような中小金融機関は、大銀行と  
同じ地盤、違った人縁、地縁というのも持つ  
まして、同一平面上での競争をしていると  
とでは必ずしもないわけでござります。し  
まして、それぞれの個性を生かし、その独  
みを生かせば、金融自由化の中でも立派に  
続けていくことができるはずだと思ってお  
でございます。

が、これはあくまでも一つの選択肢でございまして、個々の金融機関が具体的にいかなる方法を講じて、何を実現するかは、経営上のさまざまな条件を十分に検討した上で金融機関自身が主体的に判断すべき問題であると思っております。

いずれにしましても、こういった厳しい環境に対応して経営基盤の強化を図っていくことが必要ですが、その場合の基本は、やはりリスク管理の徹底、自己資本の充実というようなことではないかと思っております。私どもいたしましては、そうした観点から、金融機関との日常的な接觸や実地工作を通じまして適切な指導助言を図つてまいりたいと思っております。

態の中での相互援助とか合併とか、その他セーフティーネットのシステムもございますけれども、そのようなことを論ずるまでもなく、今度の場合には両者の自主的な話し合いによって合併の決断に至つたものと了解しております。  
なお一言申し上げますが、私どもは、今回の合併がいわゆる救済合併であるとは理解しておらな  
いわけでございます。  
○大木委員 救済合併であるかどうかということ  
とか大蔵省銀行局の関与の仕方、それを問うたの  
ではございません。  
これは日経新聞だと思いますが、日銀さんの方  
では「信用・決済システム全体には問題が起ころ  
ないネットワーク」云々という問題について取り  
組んでおられますか。

○大木委員 銀行局長 いらっしゃいますか  
○土田政府委員 重複を避けつつ補足して御説明を申し上げるような形になりますが、やはりいろいろな経営環境の変化に対応する根本は、その金融機関自身の経営努力でございます。その経営努力によりまして対応策を進めていくということであろうかと思います。

今度の合併の話は、申しますでもなく、それは当事者の自主的な判断によって発表されたものでござりますけれども、私どものこれに対する位置づけは、従来から申し上げておりますように、「この合併も一つの手段である、しかしながら、それのみが金融自由化に対処する手段であるということでは決してない」ということでございます。もと

○小島参考人 お答え申上げます。  
その件につきましては決済システムの問題とい  
うことかと思いますが、やはりいろいろ決済が難  
綜いたしますので、そのシステムの中にリスクが  
残らないよう、つまり、そういうようなことを検  
討いたしておりまして、まだまだ検討の段階でござ  
いますので十分なお答えはできませんけれども、  
も、そういうことございます。

○大木委員 これは銀行局長と両方に答えてほし  
いのですけれども、アメリカの場合と日本の場合  
と、やはり金融秩序あるいは信用秩序問題につき  
まして若干感触が違うのですね。アメリカの場合  
はむしろ後者、信用秩序の方にウエートを置いて  
いる感じがありまして、若干の銀行が倒産しても

余り驚かないという国民の心理もあるようですが、日本の場合には銀行が、地方銀行でありますても信用金庫でありましても、倒産といったら一つの取りつけ騒ぎですね。

非常に悪いイメージが国民の中にございますから、そういう面で、私自身の気持ちからしますれば、預金保険制度といったものをもつとシステム化して、そして今の合併でもって救済していくということよりは、確かに今銀行局長がおっしゃった面もあることは知っていますけれども、しかし、もうちょっと横断的な形でもって、もし公定歩合の問題等がそのまま残つてバブル退治をやつていけば、当然の問題として中小金融機関、中小企業等にも響くわけでございますから、そういう問題について方向性として検討を加え、預金保険制度等によるシステム化問題についてもつと拡充する気持ちはございませんか。日銀と銀行局長、両方から答えてもらいたい。

○土田政府委員 まず私から申し上げますと、最前申し上げましたように、金融機関の經營が仮に悪化した場合、合併のみがその対応策であるといふふに申し上げているわけではありません。あくまでもいろいろな対応策の中の一つでございます。

○小島参考人 ただいまの土田銀行局長の御答弁ではほんきでいると思いますが、私どももいたしまして金利自由化のもとで金融機関の經營で一番大切なことは、やはり第一に、自己責任原則に立つて自分でしっかりとやつていくということだけと思っております。確かに非常に環境が厳しくなつていく中で、苦しいところが出てまいりたいことは考えられますか、その辺につきましての指導助言等を通じまして対応してまいりたいと思つております。

○大木委員 わかりましたが、ただ、問題は自己責任ですね。確かに大事なことなのでございます。

○小島参考人 お答え申し上げます。

私はもといたしましても、経団連、日経連等がどういう趣旨でああいう御発言をなさつてあるのか、お尋ねしたこともございませんので、正確には承知しておりませんけれども、ただ、私どもの今政策スタンス、総裁からも申し上げましたように、まず物価の安定を図ることが持続的な内需中心の景気拡大を図れるという、そいつた考え方に対し御理解をいただいているのではないかというふうに思つております。

○大木委員 実は私も労働界の出身なものですから、ちょっとやぼつたことを申し上げさせていただくのですが、漁港戦争が長引けばということはないかと、どうぞお聞きください。

と申しますが、そういったものにも影響されるわけでございまして、それだけに私どもいたしましては、物価をめぐるいろいろなこういった環境に十分注意を払っていただきたいというふうに思つておるところでございます。

いずれにいたしましても、いろいろ報道等はございますが、金融政策はあくまでもそのときどきの物価、景気、為替相場ないしは金融市场の状況といった内外の諸情勢の総合判断に立つて運営されるものでございまして、ひとり貨金動向のみによつて動くということではありませんで、まさに申すまでもないことでございますが、そう申し上げたいと思います。

○大木委員　冒頭に大臣から伺つたアメリカ経済の心配もあるわけでございますが、いえ小出しにしていつて失敗したという例も随分ございまして、よく世界経済動向等をにらみながら、この辺の問題については機を失しないといいますか、ぜひ適切な時期に日本の――例えばさきの日経新聞で経済討論会なんかやつていますけれども、大体三・八%，政府の経済計画で出ているわけでござりますけれども、九一年度一・五から三・五というような数字を専門家は、金森さんなんか相当気が強い方ですけれども、この方でも三・三なんて言つていますね。ですから、こういったことを考えていきますと、日本経済の先行きがG.N.P.を含めて全体的に少し成長度合いがダウントする、こういう感じが出てますので、これは世界経済とあつてついていますね。ですから、こういったことを考えて適切な対応をぜひお願いをしたいと思うし、大臣、ここでひとつそういうことに絡んでの所見をちようだいできますか。

○橋本国務大臣　今、委員から二つの側面から御意見が出ておると思います。一つは、金融秩序という問題に関連し、これが日本経済に与える影響、さらに現実に行われております金融政策、それが日本経済に今後どう影響していくか、そして結論としては、バランスのとれた成長を日本として維持できる自信があるかという御指摘であらうと存じます。

私は、結論からまいるますならば、日本経済は巡航速度に入りつつある、そしてこの巡航速度を以後いかに維持していくかということに焦点は移るであろうと考えます。その場合、設備投資にいたしましても、むしろ一時期の過熱ぎみの設備投資というものは確かにスローダウンしておられます。が、依然として非常に堅調でありますし、個人消費もまた堅調であります。

殊に、日本経済だけではなくて、世界経済全体の中では非常に不安な要因として存在しております。た湾岸危機というものが終息をした状況で、先行きにそれなりの見通しが立てられる状況になつてきました。これは先ほど堀委員から御指摘のありました世界的な通貨不足とか、こうした問題を別に抱えてはおりませんけれども、日本経済そのものとしては、労働力の需給に懸念材料を持つとか、懸念というより注意しておかなければならぬと言いかえた方がよろしくございましょう。さらに、今後のOPECの動向によりまして原油供給体制がどのように変わるかとか、注意していかなければならぬ要素は持っておりますけれども、むしろ巡航速度に入りつつある状況というのを我々が今後どう維持していくかということにかかると思います。こうした点につきましては、もちろん日銀当局の金融政策と相ままして、我々としては安定した内需中心の自律的な経済成長を維持し得る、またそうしていかなければならぬ、そのように考えております。

○大木委員 アメリカ経済のバブルがはじけた後のこととは心配もありますし、どうせ日本は出でていかざるを得ない、こういう感じもいたしますので、こういったことを伺つたわけでございます。

さて問題は、今度きょうの議案の絡みに入つて質問させていただきまして、税関業務の問題について四、五点伺つてしまいります。

輸入申告件数あるいは出入国者数、予算定員、

○伊藤(博)政府委員 お答え申し上げます。  
税関の業務量につきましてはいろいろな指標があり得るかと思いますけれども、その重立つものいすれをとりましても大幅に増加いたしております。例えば、今先生のお話に出てまいりました輸入申告件数、比較的最近の平成一年の数字で申しあげますと七百四十九万件、これが五年前の六十年に比べますと約一・三倍になります。また、輸入申告件数は五百十一万件で、同様に五年前に比べますと一・九倍。それから、出入国者数は二千八百九十六万人で、これも五年前に比べますと二倍になつております。そういうふた業務量の増でござります。

他方、予算の推移あるいは定員の推移という御質問でございますが、まず予算につきまして最近の数字、昭和六十一年度が税関予算トータルといだしまして五百十九億円、以下、六十二年度五百三十三、六十三年度五百三十九、平成元年度五百五十四、平成二年度五百七十八、平成三年度、これはまだ予算案でございますけれども、六百二十二億円といふふうになつております。それから定員の方は、六十一年度が七千七百六十三名、六十二年度が七千七百二十六名、六十三年度が七千七百三十一名、平成元年度は七千八百八十六名、二年一度が七千八百七十五名、三年度、これは予算案でございますけれども、七千八百七十六名というふうになつております。

○大木委員 この数字で非常に明快でございます。仕事は相当にふえて二倍以上にふえているけれども、要員の方はほとんど横並びということが極めて明快に出ているわけです。

さて、いろいろな附帯決議等もございますが、そのことに入る前に一番の問題として伺いたいのは、要するに密輸等そういうものの件数、対処方法、そういうふた問題について最近の実情を少しお聞きして貰えませんか。

○伊藤(博)政府委員 先生のお話の密輸は、主として社会悪物品等についての御質問かと存じます。

最近におきます社会悪物品の密輸状況の税関における押収量という点で見てまいりますと、覚せい剤が約百五十六キログラム、これは平成二年の数字でございます。同様にコカインが四十二キロ、大麻が八十五キロ、ヘロインが約九キログラムということで、特に近年ではコカインの押収量が急増しております。社会生活の安全を脅かすという意味で、こういった麻薬あるいは覚せい剤等の社会悪物品の取り締まりにつきましては、私どもの水際での取り締まりあるいはその流入の阻止というものは極めて重要なことであるというふうに考えております。

このため、税関におきましても、いろいろな税関行政の中での大きな柱の一つとしてそれらの対策に意を用いているところでございまして、特に情報収集を強化する、あるいは取り締まり機器を整備充実をする、あるいは警察等の関係当局との連携を密にするというようなことで、そういった面での行政の充実に努めているところでございます。

〔委員長退席、尾身委員長代理着席〕

○大木委員 これはおたくの方の資料をちょうどいたしましたと思ひますけれども、六十二年ごろに五百七十一キロとか、六十三年ですか四百五とか、べらぼうな量の押収がございますね。こういうことはどういうところから押収、あるいはどういう人が持ち込んだりしているかわかりますか。

○伊藤(博)政府委員 麻薬類につきましてはある程度国別に特徴がございますが、しかし、実際に私もで押収いたします場合にもいろいろな形態がございます。仕出し国においてもかなりあちこちに及んでおりますし、それから、それを携帯する者につきましてもいろいろな国籍の人には及んでおります。そういう中でも、総体的に見て比較的多いのが南米系統あるいは東南アジア系統といったようなところでござりますけれども、しかし、それらに限らず、いろんなケースがあるということが現状かと思います。

○大木委員 ココム関係の問題についてですが、

最近は国際的な動向としまして、湾岸戦争に絡んで毒ガス、その他原料、そういうしたものについて厳しく取り締まる、こういった新聞論調等も出ています。ですが、ココム違反の問題につきましてはどのような対策なり対応をしておられますか。

○伊藤(博)政府委員 ココムの関係は輸出に関しての問題でございます。これらにつきましては所管省庁は通産省でございますけれども、そちらでいろいろな審査を経た後、我が方での輸出許可ということになつてまいります。したがいまして、担当する関係省庁での承認等を得ておるかどうかといった確認を得た上で、私どもとしては輸出許可を出しておるということです。

○大木委員 今の国際論調でありますように、化

学兵器あるいは毒ガス等、そういうものの話題が仮に国際的な会議の中で持ち込まれた場合には、関税当局としてはそれに対してどういう所見をお持ちになりますか。

○伊藤(博)政府委員 今のお話は、日本へ入る場合のお話のようにお聞きしたのですが、一般的にココムの問題は外に出でいく方が中心でござりますけれども、仮に類するものがこちらへ入るといふようなケースにつきまして、例えば銃砲等であれば、それぞれ関税率等で輸入禁制になつているような場合もございます。そういったものにつきましては、かかるべく水際でもつてチェックしていくというようなことで、私どもとしても、関税法も広い意味の、いわば他法令を含めての法律関係の適正な実施ということで、水際での対処をしてまいっているつもりでございます。

○大木委員 最近警察庁がまとめた銃の密輸摘発強化法、これは大蔵省関税局は相談を受けておられますか。

○伊藤(博)政府委員 委員御指摘の件は、鉄砲部品のお話かと存じます。これは、現行法はいわば完成された鉄砲についての規制ということが中心になつておりますけれども、今警察庁の方で検討されておりまして、いわば鉄砲の部品についてもその取り締まりの対象にしてまいりたいという

ことかと思います。そういうものも取り締まりの対象にした場合に、それらの輸入についても取り締まりを強化したいという御意向でございます。そこで、私どもとしてもその辺は相談を受けながら対処していきたいというふうに考えております。

○大木委員 幾つか伺つておきましたけれども、問題は税関の職員の定数問題でございます。実際におきました八年間ぐらい同じような附帯決議をつけてきてるわけでございますけれども、これについて関係の職員組合からも陳情等もあるわけでございます。大臣、どうでしよう、かつての党の行財政調査会会长長をやつた立場ですか

○伊藤(博)政府委員 大臣から御答弁いただきまして、非常に答弁がしにくいのではないかという気もいたしますが、仕事量が二倍半、三倍近く膨らんだり、同時に密輸関係の起訴事件がやはりふえる傾向を持っていますね。そういう中で大変過酷な労働環境にあるかと思うのですが、要員をふやす方法は考えられませんか。

○伊藤(博)政府委員 大臣から御答弁いただきまして、これまでの私どもの本件についての対応ぶりといまじょうか、これを御説明申し上げたいと思います。

今委員御指摘のように業務量はふえております前に、これまでの私どもの本件についての対応

もいたしますが、仕事量が二倍半、三倍近く膨らんだり、同時に密輸関係の起訴事件がやはりふえ

ます。また我々の行政対象も、今お話をございましては、いろいろな手段をもちまして業務の効率化等をまずもつて図つてきておるつもりでございます。

今回法案としてお願いしておりますNACCS法の改正案も、いわばその一つの手段ということ

でございますけれども、これに対しても機械化を進めることで事務効率を上げるということが大きな柱でありますかと思います。そのほか、仕事のやり方を

標準化する、あるいは効率化するというような、いわばソフトの面での努力もやってきておるつもりでございます。

○伊藤(博)政府委員 委員御指摘の件は、鉄砲部品のお話かと存じます。これは、現行法はいわば

完成された鉄砲についての規制ということが中心になつておりますけれども、今警察庁の方で検討

されておりまして、いわば鉄砲の部品についてもその取り締まりの対象にしてまいりたいという

ことかと思います。そういうものも取り締まりの対象にした場合に、それらの輸入についても取り

締まりを強化したいという御意向でございます。そこで、私どもとしてもその辺は相談を受けながら対

処していきたいというふうに考えております。

○橋本国務大臣 就任いたしましてから、東京税関を中心に一日現場を見せていただき、その後、

小さいところは一体どんな状況だろうと思いまして、対馬の税関の業務を見せてもらいました。そ

して、今関税局長から御答弁を申し上げましたよ

うにいろいろな工夫をいたしておりますけれども、また、総定員を抑え込んでおります中で税関

定員はふえつありますけれども、確かにその業務量に比して増員の状況が十分ではないという感

じを私自身も持ちはました。

ただ、私ども、これは率直に悩みを申します

と、大蔵省という役所が要求官庁の側面と同時に

査定官庁であり、なかなか定員をふやしにくい情

勢があるということであります。これは税関ばかりではなく国税につきましてもそうであります

し、あるいはその国税定員をふやしますために、ある程度承知で犠牲を払わせてまいりました財務

局系統にも、これ以上しわが寄せられないという

状況がございます。そうした中、事務方の諸君、できる限りの努力をしてくれておりますし、機械化等による対応の余地も次第に拡大しております

けれども、今後ともに注意を払い続けなければならぬ大切なポイントの一つ、そのように私は今

で、総体としての業務量は多量化、かつ複雑化し

ておりますけれども、これに対しても機械化を

しましては、いろいろな手段をもちまして業務の効率化等をまずもつて図つてきておるつもりでござ

ります。

○大木委員 査定官庁の立場もございましてなか

なか難しいという立場はよくわかります。ただ、時間短縮問題が社会的に非常に大きな問題になつておりますし、伺いますが、各公務員の方々が完

全週休に向けて一ヶ月に二回は土曜日を休める体制になつているわけでござりますけれども、税關

職員の方々はなかなかそういったことも完全にと

り切らないという話を伺っております。

大臣、現場を見ていただいた際には、そういう

問題について、私がこう見ますと、新しい法案

化の問題等、その努力はわかりますけれども、そ

ういったことをいたしましても、いわば事件が密

関係方面の御理解を得ながら要員の確保に努めて

おられるということです。

○橋本国務大臣 就任いたしましてから、東京税

関を中心の一連の御工夫をいたしました。

そこで、対馬の税関の業務を見せてもらいました。そ

して、今関税局長から御答弁を申し上げましたよ

うにいろいろな工夫をいたしておられますけれども、また、総定員を抑え込んでおります中で税

定員はふえつありますけれども、確かにその業

務量に比して増員の状況が十分ではないという感

じを私自身も持ちはました。

ただ、私ども、これは率直に悩みを申します

と、大蔵省という役所が要求官庁の側面と同時に

査定官庁であり、なかなか定員をふやしにくい情

勢があるということであります。これは税関ばかり

ではなく国税につきましてもそうであります

し、あるいはその国税定員をふやしますために、

ある程度承知で犠牲を払わせてまいりました財務

局系統にも、これ以上しわが寄せられないとい

う状況がございます。そうした中、事務方の諸君、

できる限りの努力をしてくれておりますし、機械化等による対応の余地も次第に拡大しております

けれども、今後ともに注意を払い続けなければならぬ大切なポイントの一つ、そのように私は今

で、総体としての業務量は多量化、かつ複雑化し

ておりますけれども、これに対しても機械化を

しましては、いろいろな手段をもちまして業務の効率化等をまずもつて図つてきておるつもりでござ

ります。

○大木委員 税關から今度は次の法案の問題に入

りまして、最初に確認いたしますけれども、航空

運送貨物の税關手続の特例等に関する法律の一部

を改正する法律でございますが、これは、題名が

電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律というふうに変わるということでございま

すね。

○伊藤(博)政府委員 仰せのとおりでございま



が時間が長い、こういう関係になっていますが、この間の空き時間といいますか、これは人を配置せずに機械だけを稼働させておく、こういうふうになりますか。

○伊藤(博)政府委員 システムのオープン時間というのは、その間端末機をたたけば中に数字が入り得るという格好の状態を指すわけでございますけれども、センターにおきましては、当然その保守の関係が要ろうかと思います。それから、端末機をたたく場合には、もしただこうと思えばたたける状態になつておるというだけで、たたくかたたかないかは個々の利用者の方の御都合次第ということかと思います。

○大木委員 たまたまこういうことはないですか。要するに、一定の時間の中で荷役ができる

い、あるいは緊急にこれをどうしても荷揚げしたいとか、そういうた問題に絡んで、こういった稼働時間帯の中で税関の職員なり関係荷役労働者等を残してもらいたいとか、そういうことを言いたいとか。あるいは必要性が起きることはないですか。

○伊藤(博)政府委員 これはシステムとは関係なく、現在の関税の法体系の中で、緊急に輸出あるいは輸入される貨物についての特別な要請がある場合には、閉庁されておるときにおいてもそれを

受け付けなければならないという規定がございま  
す。その場合には当然それなりの特別の手数料等  
をお払いいただくという格好になつておりますけ  
れども、これはシステム以前のそもそもの制度が  
前提にござります。

これは輸出入のいわば特殊性と申しましようか、物によつて非常に緊急に輸入しなければならない、あるいは輸出しなければならないといふケースがあることにかんがみまして、そのような制度が設けられておるのだだと思いますけれども、そういうふたものは現在もございます。過去もございました。今後も同じようにそういう問題は当然あるだろうと思います。そういう意味で、そういうケースがあるということは今後ともあります。

けれども、これは別にシステムが導入されたからということではなくて、従来から引き続いで行われておる別の問題かと思います。

○大木委員 結局今のお話を総合しますと、そういったことは過去にもあつたし、やってきた、こういうお話をございますが、結果的には、これは当然の問題として、所定勤務時間外の仕事になりますれば、税関職員の場合には御指示でしようけれども、港湾労働者の場合には、やはり何らかの話し合いによりまして、当然こういったことに対応する取り決めが業者との間になければなりませんね。ですから、そういうことについては当然尊重されると考えますが、そう考えてよろしくうございります。

○伊藤博(博)政府委員 たびたび申し上げておりますけれども、労使間でお決めになつたことは、我々としては別にそれをどうこう申し上げる立場にはないという意味で、先生のおっしゃるとおりかと思います。

○大木委員 稼働時間と勤務時間の関係につきまして、結局稼働時間との差を詰めてもらいたいということも含めて、平日午前九時から午後五時までとする。それから土曜日は閉庁としてもいい。年末年始の閉庁は十二月二十九日より一月四日までとしてももらいたい。海の記念日、これは七月二十日でございますが、休ましてもらいたい、こういう要求が来ておりまして、ぜひこれは、関係業者との話が中心でございましょうが、局長の方でも御理解を賜つておきたい、こう考えますが、いかがですか。

○伊藤(博)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、システムの稼働時間をどうするかという点につきましては、私ども税関を含めまして、利用者グループでその最も適正な時間を決めていくということにならうかと思います。

それから、今先生お話しの個々の通関事業者と従業員との関係、これはそれぞれのところでお決

めいただくということになろうかと思います。  
○大木委員 事業者と労働組合との間で今私が申  
し上げた四点の時間帯の問題について話し合いが  
つけば、それは尊重される、こういうふうに考え  
てよろしくおございますね。

○伊藤(博)政府委員 システムの問題は、先ほど  
来申し上げておりますように開発協議会というグ  
ループといいましょうか、研究会を設けておりま  
す。その中には通関業者の代表あるいは銀行の代  
表といいういわば利用者、このシステムを構成する  
主要なメンバーで適正な時間帯を決めるといいうこ  
とで協議をしつつございます。そういうたところ  
で決めていくことに相なるかと思います。それ  
から、そういったシステムを具体的に活用される  
のは、それはそれぞれのところでいろいろお決め  
いただくということに相なるのではないかという  
ふうに理解しております。

○大木委員 ちょっと話がすれ違ひ的になります  
ので、もう一遍念を押しておきますが、システム  
の扱いにつきましてはソフトグループでやる。私  
のせがれもNTTでソフトをやっていますから、  
大体仕事の中身は幾らかわかるのですけれども、  
そのことはそれでいいのです。

問題は、それを受けて荷役をするいわば港湾労  
働者関係の組合員、これが持っています今の労働

時間帯は午前九時から午後五時、土曜日は閉店、そして年末年始は十二月二十九日から一月四日、海の記念日は閉店とする、こういった問題については業者間との話し合いが中心でございましょうと考えますから、その業者間との話がついた場合

には、大蔵省関税局はこれに介入しないというふうに考えてよろしゅうござりますか。

○伊藤(博)政府委員 たびたび繰り返しになつて恐縮でございますけれども、システムを運用するというのは、いわばそのシステムをオープンにしておくという意味での開庁でございます。先生のお話の中に開庁、閉庁という言葉が出てまいりまので、それが私どもの方の税関を開じてしまうという意味だとするとちょっと問題がありますけ

れども、そういうオーブンにはなっているけれども、そのシステムをどういうふうに利用されるかというのは、それぞれのところの利用者のお決めになることという意味で、二つの側面を区別して申し上げているつもりでございます。

○大木委員 私は、別にシステムを何時と認めろと言つてはいるわけじゃないんで、働く労働者に影響が及ばないという形でもつて考えてほしいということが中心でございまして、閉庁とかそういうふた言葉はこの際差し控えますが要するに、港湾労働者の方々が働く時間帯について先ほど申し上げた四点ございますので、これは業者間との話し合いで決まる問題だと考えておりますが、それについては当然関税当局は尊重される、こう考えていいでしようか。

○伊藤(博)政府委員 それぞれの事業者と組合の方で、あるいは従業員の方とお決めになることは、そのことは我々として特に干渉するという立場にはございません。

○大木委員 問題が業者関係の問題にちょっと入つて恐縮でございますが、通関料金の関係でございます。

現在ダンピング等あって、最高料金とかあるいは言葉がいろいろございますが、これを一定のゾーンにするか確定料金にすることはできませんか。

○伊藤(博)政府委員 通関業務料金につきましては、先生御案内のように、通関業務をある程度类型化いたしまして、それにつきましての通関業務料金として收取できる最高額を定めてござります。

この最高料金制を採用しております趣旨は、一つは、業務の負担度が同じような類型の中でもかなり程度の差がございます。したがいまして、申告内容いかんによつてはかなり負担のかかるものもあればそうでないものもあるということであり、なかなか一律にはしにくい。それから、そもそもこの通関業者が許可制をとつてあるということ等もあって、やはり利用者の保護ということにも配慮

○大木委員 私は、別にシステムを何時に入れると言つてゐるわけじゃないんで、働く労働者に影響が及ばないという形でもつて考えてほしいということを中心でございまして、閉会とかそういうふた言葉はこの際差し控えますが、要するに、港湾労働者の方々が働く時間帯について先ほど申し上げた四点ござりますので、これは業者間との話し合いで決まる問題だと考えておりますが、それについてでは当然関税当局は尊重される、こう考えていいでございません。

○伊藤(博)政府委員 それぞれの事業者と組合の方で、あるいは従業員の方とお決めになることは、そのことは我々として特に干渉するという立場にはございません。

○大木委員 問題が業者関係の問題にちょっと入つて恐縮でございますが、通関料金の関係でございます。

現在ターニング等あって、最高料金とかあるいは言葉がいろいろございますが、これを一定のゾーンにするか確定料金にすることはできませんか。

この最高料金制を採用しております趣旨は、一つは、業務の負担度が同じような類型の中でもかなり程度の差がございます。したがいまして、申告内容いかんによつてはかなり負担のかかるものもあればそうでないものもあるということです、なかなか一律にはしにくい。それから、そもそもこの通関業が許可制をとつておるということ等もあって、やはり利用者の保護ということにも配慮

する必要があるということながら、これも最高限度、上限を設けるという格好で料金の適正化を図るということでスタートしております。

現在の制度になりましたのは昭和四十二年です。けれども、この制度の前身、これは明治時代からあるわけですけれども、そのころからこの関係の料金の適正化というもののにつきましては、最高限度制ということで運用されてきております。この点について時々いろいろ先生お話しのような御議論もあつたようでございますけれども、やはり利用者保護という別の側面もございます。そういう意味で、事業者の利益と同時に利用者の面の両面を見ながら、適正な料金としては現在のようないくつかの制度がいいのではないか。

のは最高と云ふことで、まあいろいろな御議論はあります。どうかと思ひますけれども、先ほど来申し上げております各種の觀点を総合勘案いたしますと、やはり最高限度制で料金の適正化を図っていくと、いうのが今の諸情勢を含めても最も妥当な制度じゃないのかなというふうに考えております。

○大木委員 押し問答しても仕方がありません。私の方からは、むしろ最低、最高、ある程度のゾーンを決めて、そして競争は大いにやつた方が結構なんでありますけれども、むしろサービスの面でそういうことも付加してもらいたい、こういったことを希望としてこの問題については当局にお願いしております。

もう一つあります。業者のことをちよつと言  
うわけでござりますけれども、こういった新しい  
システムを導入いたしますと当然一度に金がかかり  
りますね。それに対しまして小さい業者もいられ  
るようございますので、「一社に一台から四台ぐ  
らいは設備として端末が必要だ、こういう話を  
伺っております。金額的に一千万ぐらいのものが  
一遍に要る、こういう話もあります。中小企業金  
融公庫がいいのかあるはどこがいいのかわかり  
ませんけれども、低利融資の金融機関について御  
指導を願いたい。こういうところがありますよと  
いうことを指導してやつてもらいたいと思いま  
す。同時に、関係金融業者に対しましても、こう  
いった制度に関して融資を行つに行つて、  
もらいたいと考えますか、どうですか。

通関業者の中には零細の方も多いということですございましょう。資本金一億円未満の方々などにつきまして申し上げますが、そういう零細の通関業者が今度のシステムの端末を導入するに当たりまして必要となる資金、運転資金でございましょうが、それにつきましては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫の一般貸し付けとか、または中企企業金融公庫の情報基盤整備貸し付けなどの貸し付け対象になると考えられます。これら貸付制度

一六

○大木委員 ぜひそういったことにつきまして、関税局長さんも受けとめていただきまして、そして関係業者に対しても御指導願いたい、こう考えております。

若干時間残しますが、これは実はきょうの議題にならないのですが、お教いいただきたいのです。

主税局にちょっとお伺いいたしますが、最近サラリーマンの老後保障のためにということで、年金が三階建て等にもだんだんふえてきておりまして、企業の退職金を一部取り崩して企業年金等が始まっているわけでございます。これは今後の検討課題ということになるかもしれません、一応御意見を伺いながらぜひ検討していただきたいという問題で、適格退職年金契約の本人掛金部分につきまして社会保険料控除相応の税制措置が与れるかどうか、これについて主税局の担当の方がいらっしゃいましたら一言お伺いさせていただきまして、そしてさらに検討を続けてもらいたいと考えるのでですが、いかがですか。

○尾崎政府委員 お答え申し上げます。

適格退職年金契約でございますけれども、これは御承知のとおり企業が任意に導入する私的な企業年金制度でございまして、そのうち一定の要件を満たして国税庁長官が承認したものであるわけでございます。この承認を受けますと、税務上、企業が積み立ててまいります掛金が損金算入として扱われるということと、それから、受益者であります従業員は、企業が積み立てたときに本当にそこに所得が帰属しているとも考えられるのですが、それを年金の支払い時まで延ばすということと、所得税の課税を年金の支払い時まで延ばしましょうという恩典があるわけでございます。

○金利は民間の長期プライムレートと同水準で、現在は七・五%でございますが、小さな業者が利用される資金としてはかなり有利なものになつてゐると考えられます。私どもは、このような貸付制度が有効に利用されるよう期待しております。

○大木委員 ぜひそういうことにつきまして関税局長さんも受けとめていただきまして、そして関係業者に対しても指導願いたい、こう考えております。

若干時間残しますが、これは実はきょうの議題になじまないので、お教せいいただきたいのです。

主税局にちょっとお伺いいたしますが、最近サラリーマンの老後保障のためにということで、年金が三階建て等にもだんだんふえてきておりまして、企業の退職金を一部取り崩して企業年金等が始まっているわけでございます。これは今後の検討課題ということになるかもしませんが、一応御意見を伺いながら検討していただきたいと  
いう問題で、適格退職年金契約の本人掛金部分につきまして社会保険料控除相応の税制措置がとられるかどうか、これについて主税局の担当の方がいらっしゃいましたら一言お伺いさせていただきまして、そしてさらに検討を続けてもらいたいと考えるのでですが、いかがですか。

○尾崎政府委員 お答え申上げます。

適格退職年金契約でござりますけれども、これは御承知のとおり企業が任意に導入する私的な企業年金制度でございまして、そのうち一定の要件

と相談いたしまして、結果的には御検討を継続してもらいたい、このことを私の方から要望として申し上げさせていただきます。

終わります。

○平沼委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

○平沼委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行なっています。日笠勝之君。

○日笠委員 本日議題の法案外の一般的な質問でございますけれども、これは当初理事会で、一般質問をする時間が大蔵委員会はなかなかないのとでござりますから、一問だけノンバンク問題につきましてお伺いしたいと思います。

まず大蔵大臣、去る十二日の本会議におきまして地価税法案に関する質疑がございました。いわゆるノンバンクにつきまして、不動産関係に対する融資が非常に膨大な金額になつておる、ノンバンクもその大きな一翼を担つておるのじゃないか、こういうようなことで質問がありまして、大臣からそのことにつきまして、資金業規制法改正など法的整備をすることも検討する旨の答弁がありました。そのとおりでいいでしょうか。

○橋本国務大臣 多分吉井委員に対する御答弁であります。ところが、「ノンバンクに対し直接的に指導を行うため、資金業規制法等の法的整備を行ふことの適否についても検討したいと考えております。」という御答弁を申し上げたと思います。

○日笠委員 そこで、銀行局長にお伺いいたしましたが、銀行局長の私的研究会でノンバンク研究会というのがございますが、現況どうなつておりますか。また、今後の見通しについて御答弁をお願いいたします。

○土田政府委員 御説明申し上げます。

ノンバンク研究会と我々言っておりますが、この研究会は、いわゆるノンバンクの最近における業務の拡大などにかんがみまして、ノンバンクの融資業務の実態やその資金仲介の意義などについて調査検討するため、昨年四月に発足していただいたものであります。この研究会は、これまでに十一回にわたって検討を続けまして、主として業界あるいは学者の方々からのヒアリングとか海外調査を実施してまいりました。この研究会では、順調にいけばことしの春ころをめどに取りまとめていただけではないかと思つております。

ただ、ノンバンクの融資活動の実態とか金融システムに及ぼす影響などについて検討を続けていただいておるわけですが、具体的な取りまとめの方向、時期、それは今後の検討にまつという段階でござります。

○日笠委員 そうすると大蔵大臣、このノンバンク研究会が春ころ、十一回のいわゆるヒアリング等々海外視察も含めて終えまして、報告書を取りまとめるということですが、その報告書を検討され、先ほど言われたような資金業規制法改正など法的整備の検討をする、こういうことでしょうか。

○橋本国務大臣 これはもう委員がよく御承知のように、ノンバンクにつきましては、その融資の十分な実態把握あるいはそれに基づく指導を行われておらないという問題がござります。これは大蔵省の権限の及ばない部分を持つておるということもありまして、今後研究会から報告が出されるとおりだと思ふのです。私も場合によっては網の目をぱさっとかけるようなこともあります。

先ほど言つた議員立法である。私は、一生懸命ノンバンク研究会でいろいろと勉強されて報告書をまとめられる、結構なことだと思うのです。それを今度は金融制度調査会に譲る。正式な国家行政組織法に言うところの八条機関であります。そのためには金融制度調査会として法律で認めている調査会もあるわけですから、そこへ諸つて、そこでもう一度幅広く議論をしていただき。その答申なら答申をもとに考えていただくならわかりますけれども、今おっしゃったようなことを聞きますと、ノンバンク研究会の報告書から検討もあり得るというのはちょっと早いんじゃないかな、こう思ひますが、大臣、どうでしょうか。

○日笠委員 そこで、一、二疑念がござりますの

それからもう一つは、規制を、法的整備も検討とおっしゃいましたけれども、実は「月刊消費者信用」という雑誌に、大蔵省銀行局調査課長の中井さんのノンバンク研究会スタートに当たつてのインタビューが出ております。このインタビューの問い合わせ、「土地融資にからんでノンバンクに対する規制が強化されるのではないか」という見方も出てきているが。中井さんはこう答えております。「今いつたように新しい業態をもつと把握していくことが目的だから、われわれとしては先入観をもたずに、幅広い観点から議論していただこうと考えている。研究会が銀行局長の私的勉強会という形式をとつたのもそのためだ。もし、制度問題に関連するような何らかの規制を設けるといふことであれば、それは金融制度調査会を待たなければいけない。」こうあるわけですね。おつしやるとおりだと思ふのです。私の勉強会の報告を見て検討して、規制していくという。それも場合によつては網の目をぱさっとかけるようなことにもなりかねないということです。

先ほど言つた議員立法である。私は、一生懸命ノンバンク研究会でいろいろと勉強されて報告書をまとめられる、結構なことだと思うのです。それを今度は金融制度調査会に譲る。正式な国家行政組織法に言うところの八条機関であります。そのためには金融制度調査会として法律で認められる調査会もあるわけですから、そこへ諸つて、そこでもう一度幅広く議論をしていただき。その答申なら答申をもとに考えていただくならわかることは申せないと思います。しかし、委員の御注文を土台に議員立法が行われることも、私は何ら問題がないと思います。

また、今一点目に委員が御指摘になりましたような点は、確かに今後私どもが心しておくべき点であります。しかし、研究会からどのようなお答えをいただけるのか今わからぬ時点において、金制に諮問を改めて必要とする内容になるのか、あるいは御意見を伺いながら作業するということもどどまるのか、この辺については今確たることは申せないと思います。しかし、委員の御注文を土台に議員立法が行われることも、私は何ら問題がないと思います。

○日笠委員 きょうは時間もありませんし、法案の審議もしなければいけませんので、これは銀行局長、既にノンバンク上位二百社のいわゆる貸金実態調査が出ております。これを見ましても、ノンバンク、ノンバンクと一把からげで言いますけれども、不動産、建設業に対する融資は、ほとんど事業者向け貸金業者、それからさらにはリース会社が圧倒的でございます。この二つだけで八五・五%なんですね。ですから、あとの弱小な、零細な貸金業者までそれも網をかぶせちゃうといふ、ちょっとこれは行き過ぎじゃないかというふうな気もします。いわゆる角を矯めて牛を殺すようなことがあります。はならぬわけでありますし、またそれぞれ信販会社なんかは本業があるわけでござりますから、その本業に差しさわりのあるような規制でもこれまたいかがなものか、かよう思ひます。

私自身の経験の中でも、私自身が各党に御相談をかけ、たしか昭和五十年代の初めに特定不況業

ましたので、一把握からげてということではなく、いろいろもっと詳しく金制の方にも審議をお願いするというふうなことも含めて、もう少し実態を細かく調査した上で、ノンバンクに対する規制をするとか法的整備をするとかいうことはあるやもしませんけれども、私が申し上げたいのは、一把からげて一網打尽にすべてのノンバンクと称するものは大蔵省の指導監督のもとに置くんだといふふうなことはいかがなものかな、こう思うのですが局長、御感想はどうですか。

○土田政府委員 まず、先ほどのお尋ねにあります。した月刊誌の記事を私はちょっと見ておりませんが、それは昨年のその時点での個人的な感想を述べたものであろうと思います。いずれにいたしまして、私どもは今このノンバンク研究会で御審議をいただいているものの結論について、先入観を踏まえて物事を考えていくわけではございません。

それから、ただいま委員からお話をございましたようなノンバンク上位二百社の貸付金の実態調査結果などを見まして、一括してノンバンクと言われているものの中にも、いろいろなものがあるというようなことは認識を深めたつもりであるわけでございます。

たゞ、私どもの方の政策目標といたしまして、総合土地政策推進要綱というのがことし一月二十日に閣議決定になつておりますが、そこでは「いわゆるノンバンクたる資金業者の土地関連融資の実態を把握し、より実効ある指導を行えるような方策のあり方について検討する。」こういう政策方針をいただいておりますの

で、どのような方向があり得るか、これは私どもが検討しなければいけないとと思います。

今後ノンバンク研究会の御議論なども拝聴しながらなお考えてまいりたいと思いますが、ただい

ま委員がお話しになりましたような弱小、零細、全体としてはとにかく三万七千ぐらいの業者がおる

わけでござりますが、その弱小、零細のものまで網をかぶせるということはどうなのがなうのかというよ

うな

御指摘、さらに本業に差しさわりを生じてはいいかぬのではないかというようなことも仄聞するわけでございます。

○日笠委員 このノンバンクの資金の借り入れ先をいろいろ調査したデータがございますが、ほとんど金融機関ですね。八七・三%、九割方はいわゆる金融機関から、生保も入っているんでしようけれども借り入れているわけです。ですから、今回回の土地高騰はノンバンクにも確かに責任の一端はあるかも知れませんけれども、八七・三%も貸し付けておる銀行であるとか生保であるとか損保であるとか、もっとそういうところの元栓を開めれば自然と流れはとまっていくわけなんですね。そういうことで、海外視察も行かれたようですが、そういうことでございますけれども、諸外国では、そういういろいろな実態調査の結果によりますと、ほとんどの国はいわゆる貸し付けておる銀行とか生保とか、金融機関の方をいろいろと規制をしておる、こうしたことだそうでございます。

先ほどから私が申し上げておるのは、そういういろいろな細かい実態もよく御承知の上で、一番

望ましいのは、やはり八条機関であります金融制度調査会という正式な諮問機関があるわけです。

予算書を見ても、委員手当もあり、委員旅費もありますから、そこへやはり一度お詰りをする、そ

のとくに開催に必要な費用をちゃんと認めておる。そういう公的な審議会があるわけでございま

すが、そこでは大臣がおっしゃるような法的整備も含めて検討する、こういうことをもう一度大臣に

お伺いして、この問題は終わりたいと思います。

○土田政府委員 制度その他についてのお尋ねでございますので、とりあえずちょっと私から申し上げます。

現在取り上げております総量規制、これはノン

バンクに対しましては融資額について明確なメル

クマールを設けるということにはしておりますま

ん。ただ、この残高の届け出をしてもらいたい、

報告をしてもらいたいということを義務づけるだけございます。しかしながら、実態はこのノン

バンクに対する資金パイプが細くなつておる、詰まりますけれども、外務省の方からもお越し頂いております。そのときの問題は、先ほど委員からお話をございましたが、ノンバンクは実は貸金業のほかにいろいろなほかの関係のない業種もやつております。そういう業種までも一括して資金がとまるところまで続けることがいいと言えるかというような問題でございますので、元栓を閉めるだけで本当に効果的な、しかも適切な対策と言えるか、それをいつまで続けることができるかなども、若干問題があるのではないかと思っておるわけでございます。

それから、外国の制度の問題でございますが、確かに間接規制によつているような国、例えば米国などは割合そういうことで、金融機関なり銀行持ち株会社に対する監督を通じて行動をう

かし片一方で、フランスないしはイスのよう

り銀行持株会社に対する監督を通して行動をう

かし片一方で、フランスないしはイスのよう

り銀行

知のとおりであります。そして一昨年の夏以降、東独から始まりました一連の体制の変革という流れをとらえましたとき、東西ヨーロッパの市場経済化という言葉が一般的に使われておりました。その当時、東西ヨーロッパという概念の中には、ポーランドもハンガリーもエコスロバキアも含まれておつたわけであります。いわば東西二大陣営対立の時代における東と西という概念の中で、東西ヨーロッパと言う中にボーランド、ハンガリーあるいはエコスロバキアという国々は含まれておつた。私は、外務省ほど学問的定着しておるかどうかについては存じません。で、そういう中欧という言葉が学問的に定着しておるかどうかについては存じません。

○日笠委員 協定書にあるのですよ。これはこの前本会議で承認した条約ですよ。ですから、これ

はエコスロバキアとかボーランドがそう

言つてくれと言つておられるわけです。その意向を体

して協定書に入れただけであります。だから大蔵省もそれに対応して、この提案理由説明には中欧

及び東欧諸国をというように正確に出さないと、

これは提案趣旨説明ですから、こう思つのです

が、これは事務方はどうなのですか。そういう意

識があつたのでしようか。

○橋本国務大臣 おしかりを受けるならおわびを

いたしますし、なんでしたら外交当局に私から謝

り状も書きますけれども、東西ヨーロッパの体制変

革という言葉が使われておりましたことは委員御

承知のとおりであります。そして私は、外交的に

その中欧というものが定着しておるかどうか、率

直に申して存じません。しかし、東西二大陣営の

対立、東西ヨーロッパの社会主义経済圏、從来から

使われておつた日本語はそのように定着をしておつたと存じます。ですから、提案理由説明に

不備があるというおしかりでありますから、私の

国際的知識の不足ということでお許しをいただきたいと存じます。

○日笠委員 それはもうやめます。次へ行きます。

歐州復興開発銀行でござりますけれども、アメ

リカの軍備管理軍縮庁の調べによりますと、世界の主な兵器の輸出国、一九八八年度分でございまして、このペストテン以内にエコスロバキアとかポーランドとかブルガリアが入つておるわけですね。これは兵器を輸出している中欧諸国、東欧諸国もあるわけですけれども、そういうところにいろいろな面で支援をしよう、こういうことです。かポーランドに至つては兵器輸入国ですね。おまけにポーランドに至つては兵器輸入国であるわけです。

さらに、金額を言えばいいのですが、金額の方は言いませんけれども、国防支出、これはミリタリー・バランスから引用いたしますと、ブルガリ

アは例えば一九八八年の国防支出は、NATOの定義で計算した分でいきますと国民一人当たり百三十ドル、エコスロバキアは二百六十七ドル。

ちなみに日本は二百十五ドルでございます。

また、政府支出に対する国防費は、パーセンテー

ジで言いますとブルガリア六・一%、エコスロバキア七・六%、ハンガリー七%、ポーランド

七・三%。ちなみに日本は六・六%。このように

兵器輸出をしていたり輸入をしていたり、国防支

出が日本よりも高い。いろいろな事情があるので

しょうけれども、こういう国々にいろいろな意味で、特に民生部門を中心援助、支援をしていこ

うということでござります。

私は、この前から予算委員会、本会議を跨まえ

まして、ODAに対する日本の支援の哲学、理

念——イラクに対していろいろな武器を輸

出しました。また日本もいろいろな意味で武器輸

出をしていました。そこで私は、外交的に

その教諭あるいは国民生活の向上に貢献することを

目的としている、こうした視点からまいります

と、確かにその矛盾は非常にあるわけであります。

しかし、例えばお隣の中国に対して、孤立化

させることは望ましくないという考え方で私は取

り組んでおる一人であります。中国もイラクに

対しての武器輸出を行つておいた国の一つ、さらに

国際的に今經濟支援を求める声の強まつておりますソ連にいたしましても、イラクに対する第一位

の武器輸出国、こうした現実が一方にあります。

そうなりますと、やはり基本的にそうした国々

に対する援助について何らかの条件を付すといつた努力は、当然のことながらしていかなければならぬと思いますし、國

際金融機関の活動の中におきましても、何らかの

リカの軍備管理軍縮庁の調べによりますと、世界

の主な兵器の輸出国、一九八八年度分でございま

すが、このペストテン以内にエコスロバキアと

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

されております中で、事務的にはある程度進歩しております部分もあるようであります。そして、そうした基本的な部分についての答えもそれなりにまとまりつつあるようでありますし、私自身から提起をした問題でありますから、それらに対してもある程度明確なものが得られれば、パリ・クラブの方に向に日本としても協力をしていくなければならないであろう、今そのように考えております。

う問い合わせを我々は他国に対して行つてきわたわけでありました。そして、それは同時に、元本の拠棄あるいは削減という事態になりましたとき、委員から御指摘がありましたように、まさに国民からお預かりしたお金を使うことになりますから、日本としてはそのような不安定な国に二度とニユーマネーの供与はできない。しかし、公的債務の増大するような国は主として民間からの資金の流入が得られない国でありますから、ニユーマネーの供与が打ち切られた場合に、それらの国が

も、船舶は公共事業の範囲に入るようでござい  
ますが、航空機はどうなんでしょうか。  
**○橋本国務大臣** 実は私が運輸大臣のときに、海  
上保安庁の長距離捜索救難機をどうしても購入す  
たいということで、公共事業で買えないだろうか  
という相談をかけましたところ、耐用年数が短く  
てだめだという非常につれない答えを当時の大臣  
省主計局から受けました。よって、遺憾ながら空  
機は対象になつておらないと存じます。  
**○日笠委員** 主計局にお伺いいたします。けれ  
ば、

○公債發行対象費から外しております。  
○日笠委員 そうすると、この税関の船舶建造費は公共事業費ということですが、これは耐用年数は何年の船と考えおられますか。  
○小村政府委員 船舶につきましては、従来から取り扱われておりました官庁營繕に準ずることとして、いわば海上において移動する点を除けば一種の官庁營繕に準ずるものではないかということです、大きなものにつきましては、耐用年数をある程度持つものについては、五十三年度以降この程度までござります。民間につきましては、基本

な削減の仕方があるわけですけれども、極端に言えば税金でなければいけませんから、税金会計から補てんしなければいけませんから、税金です。ですから、スタンスというのをはつきりしないとドミノ倒しになってしまって、もう中南米なんかも累積債務国ですし、どんどん削減してくれ削減してくれとなりますと、また放棄していくことになりますと、日本は一般会計に非常に大きくなり痛手といふかその影響を受けるわけなんです。ですから、大臣、基本スタンスというもの、日本がそういう意味でもどう貢献できるか、こういうまちつとスタンスを持った上でこの公的債務の削減というものを考えていかなければならないときががもし今あればお聞きしたいのですけれども、お聞きできますか。

生存できるかという根本的な問いかけを日本は本国に対して行っておりました。そして同時に、同じ公的債務の削減という方向でありますても、元本の放棄以外にもさまざまなものがあります。オプションがあるはずだということと同時に、ニューマネーの供与が悪という考え方の方は我々としてはそれない、これがもう一点の議論の端であります。我々はこうした点の原則をゆがめずに今日まで議論を続けてきたつもりであります。パラリ・クラブにおきましても日本のこうした基本的なスタンスというものは維持されるであろう、と思う願つております。

○日笠委員 それでは、関税二法の方へ参ります。外務省さん、ありがとうございました。

財政法の第四条「歳出財源の制限」というところで、新政に説法ですから第三項だけ読みます。「第一項に規定する公共事業費の範囲については

も、船舶建造と航空機はどこか違うのでしょうか。大蔵大臣は今いみじくも耐用年数とおしゃいましたけれども、違ひを明確に教えてください。

○小村政府委員 財政法四条のただし書きで書いております公共事業費につきましては、従来から建設的または投資的な経費つまり、経費支出の見合いが国民の資産として後まで残るもの、そぞ資産によつて国民全体が利益を享受することが、回り回つて国民経済の發展に資することと、うことで選定しております、ただいま御指摘の点につきましては、大臣から御答弁申し上げましたように、航空機については船舶に比べ税法上耐用年数が短いこと等から、公債発行対象経費として取り扱つていらないことでござります。○日笠委員 そうすると、總理府所管でこの秋き渡しになります政府専用機、これはどうして

お象にしておられます。税關にてきまつしては、具体的にその船のトン数等において違いますが、實際の運用上は約二十年で運用されていると聞いております。

○日笠委員 今、五十三年からと言われました。

五十三年からいわゆる国債費率がどんどん伸びて、五十四年がピークになつていくわけです。ですから、これは恐らく赤字国債、いわゆる特例公債はなかなか出しにくい、建設国債なら、この財政法四条で範囲を決めれば建設国債だということを出しやすい、こういうことからこの船舶建造費を五十三年から公共事業の範囲に取り入れたのではないかと私は観測するわけです。今回の平成三年度の公共事業の範囲であります船舶建造費を見ましても、警察厅であるとか、大蔵省は税關ですね、文部省の国立学校船であるとか海上保安庁、気象庁、水産庁で、トータルしても百三十億円ぐら

○橋本國務大臣 委員の言われるスタンスという言葉に的確に答えられるのかどうかわかりませんが、昨年来一番大激論になつておりましたのは、一部の国から出されております債務国に対してもニユーマネーを供与することがその国の累積債務の増大につながり、それはその国に対してプラスに働かないという考え方、これに對して私どもが抵抗してきた論議がござります。

それは、一時的な債務の増大がありましても、ニユーマネーが供与されなくなつた場合、その債務国はその後果たして機能し得るのか、言いかえれば、ニユーマネーの供与は悪なのかとい

毎会計年度、国会の議決を経なければならない。とあります。公共事業の範囲はこういうものであります。こういうことを「国会の議決を経なければならぬ」とあります。公共事業費の範囲はこういうものであります。平成三年度一般会計予算額に掲げるとおりとする。」ということで、各省省令に別にずっと出ております。今回たまたま税関に見る法案でもござりますので見ますと、税關のところに船舶建造費というのが公共事業費の範囲がございます。そこで大臣、頭のクイズでござりますけれども、このことまで記載されております。

○小村政府委員 政府専用機についても公債発行対象経費として取り扱つております。航空機一般につきまして耐用年数、これは税法上の耐用年数でございますが、その種類によつて異なつてまいりますが、政府自体がその耐用年数を定めるということは從来から余りなされていなかつたこと等もありまして、通常、飛行時間等で規制してしまつて、後々まで残る資産としてのカウント仕方等におきましても、そういう取り扱いをしてこなかつたということでございますので、今回が短いからですか。

そこで、予算委員会に提出されました公債発行対象経費とすき間率を見ますと、五十八年、から平成元年の決算までずっと見ましても、大体五百億円以上のすき間率があるのです。すなわち、財政法四条による国債発行額と公債発行対象経費というのを見ますと、すき間率があるわけです。ですから、百三十億ぐらいの船舶建造費ですから、航空機も、これは実は百三十トン以上の飛行機で耐用年数が十年なんですね。一千トン以下の船も十年なんです。減価償却資産の耐用年数等に関する省令、大蔵省令でいくと耐用年数も同じなんですが、その耐用年数とすき間率を見ますと、五十八年、から平成元年の決算までずっと見ましても、大体五百億円以上のすき間率があるのです。すなわち、財政法四条による国債発行額と公債発行対象経費とい

三

そういうような理屈をつけておられますけれども、どうでしようか、来年度から船舶建造費は公共事業の範囲から除く、こういうふうにされてもいいのじやないでしようか。すき問率もありますし、だれが考へても、実は大蔵委員会のメンバー何人の方に聞きました、へえ、船舶建造費は公共事業費ですかと新たな驚きを持つておられる方も多々いらっしゃいます。そういう意味ではどうもなじまない。ただ、五十三年の国債費率がどんどん上がっていく中でやむを得ず取り込んだのかなと思うわけですが、大臣、どうですか、来年度から船舶建造費は公共事業の範囲から除く、その方がいわゆる健全財政、財政民主主義ということなるかと思いますので。

事ぶりをちよとのそがせていただきました。そこで私、感じますことは、建物の広さ、キャバシティーが非常に狭いということは、外国郵便物もどんどんふえておりますのでわかるのですが、中でも段ボール、いわゆる開発途上国から来る段ボールのちりあくたというのですか、目に見えないようなはこりがいっぱいなわけですね。税関職員の皆さんにはマスクをかけて検査をされておるわけなんです。

そこで私は、特に外郵官署の職場環境改善をぜひ、これは人間の人権の問題でもありますので、ひとつこれは大蔵大臣。なぜかといいますと、東京外郵出張所は近いんですよ。大臣を三期もやつておられるわけでございますし、もしお時間があれば、国会も早く、会期中に終わるようでございますれば、ちょっとのぞいていただいて、税関職員の皆さんのお仕事ぶりもぜひ視察をしていただきたいと思うのですが、その中で感じたことは、非常に狭いということと、それから郵袋の開封の際に生ずるちりあくたですね、こういうもので空気が大変汚染されておるということで、マスクをかけてやつておる。これは私は早急に改善を要求したいと思うのですが、局長、いかがですか。

○伊藤(博)政府委員 先生には、大変お忙しいところを外郵の現場を見ていただいだと聞いております。大変ありがとうございます。  
ただいま御指摘いただきましたように、私たちの業務量、いろいろな分野でふえておりますけれども、その中でも国際郵便というのは非常に著しいテンポでふえております。御案内のように、その職場が郵政省の郵便局の一部をお借りするというのが原則でございますので、お借りしたときにはほどほどのスペースであっても、その後の業務量の増というようなことからどうしても狭くなつていく。業務量の増はある程度追つかけるような形で、人の配置はなるべくそういう方へ回しては

おりますけれども、建物そのものを広げるというのはなかなか難しいというようなことから、先ほどの御指摘のようなことに相なつておるかと思ひ

ます。

私どもいたしましても、そういう外郵の職場環境の改善につきましては、より大きな問題はスペースを広くするということをございますけれども、これは私どもだけではなくて、郵政当局との協力のもとでやらなければなりませんので、そういった方面へのお願いをしておりますが、いわばその中の環境問題としては、職員の仕事のやりやすさへのような、細かいことではございますが、

○日笠委員　個別具体的に要請しておきますが、我々のできる範囲で一つずつ前進させていくておるということで、先生から御指摘いただきましたようなじんあいの問題等々につきましても、いろいろ工夫をしながら少しづつ解決を図ってきておるということです。

大阪外郵出張所、神戸外郵出張所はともに、先ほど局長が言われたように、じんあい等で事務所内の空気の汚染が著しいわけでございます。健康管理上もぜひ空気清浄器をつけてもらいたい。検査場の拡張は、先ほどおっしゃいましたように郵政省さんの建物ですから、すぐ広くするというわけになかなかいかないでしよう。それは何とかわかる気がするのです。空気清浄器ぐらい何とか早急

に設置できないでしようか。マスクをかけて検査をしている。これは大変な健康上の問題だと思いますよ。

局長は、かわられるたびにちゃんと視察に来られるそうですけれども、できれば月曜日の朝、狭い検査場に一番山ほど外郵がたまっているときとか、いわゆるクリスマス、正月シーズンの山ほど何物がたまつておるとき、どういう仕事ぶりであるか、そういうときに見ていただければ、これは大変だということになると思うのです。私はたまたまそういうのを見ましたので、こうやって実感を持つて申し上げておるわけですが、大阪外郵出張所、神戸外郵出張所に空気清浄器新設、これぐ

うい何とかすると言つてください。

体的に指定されますと、郵政省の所管となるのが通

体的に指定されると、郵政省の所管にまたがるものですから、そちらともいろいろ相談しながら、という問題がござりますけれども、いずれにしてしまって、環境を改善するための努力というのは我々としても意識しておりますので、今後とも努力してまいりたいというふうに思います。

○日笠委員 大臣、税関職員といったら七千数百人いらっしゃるわけですよ。社会悪物品、ビストロなど麻薬などを含め、二三、四十種類ほどござ

ルとか麻薬とかを含めて、まだ今や地方空港もどんどんきて、わざわざ何時間もかからつ税関の検査にも行かれておるわけですし、御苦労といふのは私もわかるような気がします。岡山空港は平成三年度予算で何かそういう官署もできるようござりますけれども、ぜひひとつ税關職員の健 康上の問題のために、厚生大臣をやっておられた大臣ですから一番理解があると思うのですが、早速郵政省さんと協議をして、大阪外郵出張所、神戸外郵出張所の空気清淨器、即相談をしていただけませんか、大臣。

○橋本国務大臣 今伺つておりますて、果たして委員がこちらをいただいて御提起をいただいた二カ所だけなのか、ちょっと私、心配になりまし

実は私、就任直後に東京税関を見ましたとき、成田の支署の休息室の余りにひどいのにびっくりしました。これは直してもらつたんですねけれども、大蔵省の中だけではやれることでありますから、これはすぐ対応ができました。今局長が御答弁を申し上げましたように、郵政省との協議を要する問題のようであります。その二カ所にとどまるのかどうかも含め關稅局長の方で全体を調べてもらひ、その上で郵政省と相談すべきはしたいと思います。

○日笠委員 予告でございますが、きょうは附帯決議を付するようになつておりますので、その中には、職場環境の充実に持続的努力を払うこととして、

うことで、今各党これは大体この方向でいく予定でございますね。そうすると、その後、大臣はずっと毎年こう言われてくるのです。「こま

御決議のありました事項につきましては、政府ど  
いたしましても、御趣旨に沿つて配意してまいり  
たいと存じます。」こう言われることになつてお  
るわけですから、ひとつこのことについてはさう  
に要請をお願いして、終わります。

に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について聞かせていました。正森委員 短い時間でございますが、まず第一に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について聞かせていただきます。

輸出入貨物の増加とコンピューターの急速な普及の中、従来の航空運送貨物に加えて海上運送貨物の通関手続も電算化するという本法案に対しては、現代化、近代化の観点から我が党も賛成であります。ただ、関係労働者等あるいは業者等から寄せられている疑問もありますので、若干聞かせていただきます。

○伊藤(博)政府委員 今回のコンピューター化の対象範囲の拡大は、基本的には、増大する業務量、それに対する税関業務の合理化ということですが、ベースにあろうかと思いますけれども、そのことは同時に、関係するところにもプラスとして寄与するものではないかという意味で、先生おつしやったことには基本的には同じかと思います。

○正森委員 現在のNACCS、ニッポン・エーア・カーゴ・クリアランス・システムの略だそうですが、なかなか難しいですね。貨物が集中して通されているようだという声があります。検査

○伊藤(博)政府委員 二つ御質問いただきまし  
た。

第一の点につきましては、コンピューター化す  
ることによって検査が甘くなつておるのではないか  
かという御趣旨かと思います。これはむしろそう  
ではないのでありますと、従来、手で、マニュアル  
で行つております部分、その部分のうち機械で  
もできる部分というのがいわば迅速化される。そ  
れで、実際に検査をするものについては今後もみ  
ずからといいましょうか、人の手によつてチェック  
をしていく。問題は、お話の中にございました  
ように、何を検査対象にし、何を検査省略にする  
かということかと思います。これはもちろん機械  
が振り分けるわけですから、機械が振り分け  
るその基準は、あくまでも人が組み込むわけでござ  
います。したがいまして、その審査基準が適正  
なものとしてセットしてあればうまくその振り分け  
がついていくはずであるという意味で、その審  
査基準を適正なものにするということが一番ポイ  
ントになるわけでござりますけれども、これは事  
前の予測と結果を當時チエックしながら、問題が  
あれば常にその審査基準を見直していくというこ  
とによって、より的確な検査対象の抽出といいま  
しょうか、ピックアップをやっていきたいと考え  
ております。

その際に、お話をございましたように、当然、  
事柄は現場業務とも関連するわけでございますの  
で、単に中央で決めるということではなくて、第一  
線の税關の経験も十分踏まえながら、フィード  
バックさせながら随時適切にやってまいりたいと  
考えています。

○正森委員 いうふうに考えております。  
それから、二つ目の御質問は、他法令関係の審査もきちんとやれという御質問かと思います。これは、私たちの通関業務、いわば水際でのチェックは、いわゆる税の通脱という点のチェックだけではなくて、他法令関係につきましても任務として委託されているわけでございます。したがいまして、他法令でありましても、私たちの本来の業務と全く同じような観点で適切にやってまいりたいというふうに考えております。

○正森委員 その関連もあって聞きますが、日米構造協議で政府は二十四時間通関体制を約束しておりますが、厚生省の食品検査等他省庁の検査も含めて二十四時間に押し込めるということはどうでも無理があります。

昨年の四月二十六日、我が党の藤田スミ議員の質問に対し外務省の林経済局長は、「植物検疫、それから家畜伝染病予防などに関する承認を得るための手続につきましては、税關以外の官庁にかかる輸入手続でございますので、この時間の中には含まれておりません。」こういうふうに答弁しております。税關当局、大蔵省も同じ見解をとりますか。

○伊藤(博)政府委員 お話しの、日米協議の最終報告書の中に出でまいります二十四時間云々というのは、そこにも明示しておりますように、税關への輸入申告書の提出から輸入許可までに要する時間という書き方をしております。したがいまして、検疫等の他省庁関連の輸入手続に要する時間は含まれていないというふうに申していいと思います。ただ、だからといって他省庁部分がどんなに長くかかるてもいいということではございませんので、やはり迅速通関というのは別にアメリカ側から言わされたからどうということではなくて、やはり我々自身、各省を含めまして迅速ということとは共通の課題であるという認識であることは、別途御承知おきいただきたいというふうに思いますが。

次に、少し細かい問題ですが、NACCSSでは航空会社と倉庫会社も参加させているようですが、海上通関電算化システムでは、税関と通関業者と銀行だけを参加させて船会社と倉庫会社は参加させないというように聞いておりますが、そういうように理解してよろしいか。

○伊藤(博)政府委員 これは先ほどの大木先生の御質問のときにもちょっとお答えしたかと思いますけれども、航空貨物の場合には、電算化する範囲を、いわば通関手続よりももう少し広い範囲で電算化しております。これに対しまして海上貨物につきましては、そのシステムの対象を通関手続というところに限定しておりますので、そのシステムのもとの関係者というものは、税関、通関業者並びに銀行ということに相なるうかと思います。

○正森委員 私の質問の趣旨に沿つた答弁だと思います。

次に、通関手数料は大蔵大臣が料金を定めることになつておりますが、通関業界関係の組合等から、現在の最高料金を定める方式から確定料金制度に改め、またコンピューター利用料金等、これは二十万円くらい要るとか言われておりますが、それも反映したものにするよう必要が寄せられております。これらについてはどう検討しておりますか。

○伊藤(博)政府委員 第一の最高料金制を改めろという点につきましては、これまた先ほどもたびたび御質問いたしましたが、やはり事柄の性格上、許可制をとつております通関業者の料金というのがどうあるべきかということでも、通関業全体の健全化というののももちろん大きな眼目ですけれども、同時に利用者の保護という観点も考えていかなきやいけないということから、両

者のいわば調整という観点で、公共料金ではないけれども、最高制度をとることによってその間の調和を図るということをやってきております。この考え方には、やはりお話をのような定額制をとるべきの問題点というのは、仮にどんなに類型化を細かくいたしましても、その同じ類型に属する中でも一つ一つ事案ごとに難易度等が違つております。したがつて、本質的に無理なところがあるという中では、やはり最高制の方がより合理的な制度ではないのかなというふうに考えております。

それから、システムが導入された後の料金をどう考えるかという点でござりますけれども、これは当然のことながら、システムに参加する人がその受益に応じて負担をするという前提でシステムはスタートしていくだらうと思います。したがいまして、それがスタートした後におけるそれらの関係業界の収支状況がどうなつていくのかといつたところを十分見定めた後に検討されるべき課題ではないかというふうに考えております。

率について今後五年間にわたって毎年ほぼ一〇%ずつ拡大するというようになつております。その後どんどんふえまして、一五%から九一年度は一七%増ということになつております。その結果どうなるかといいますと、自由化前の八五年度には百十八万足であったのが八九年には三百三十六万足と三倍増、ほかにT.Q制度の対象外になつてゐるスポーツ靴といふもので革靴がどんどん入ってきてまして、甲の部分だけといった半製品を含めますと、自由化前の十倍の約二千万足が輸入されております。

したがつて、国内中小生産者は、これまで十ニ月、一月に仕事切れがあつたんですが、それが

うんと早まって十月、十一月から仕事が切れるということが起つております。私がえて言うまでもなく、皮革、革靴関係は同和地区の本当に生業を支えておるものであります。こういう点についての十分な配慮が行われる必要がありますが、实际上は行われていないのですね。

そこで、通産省来てもらつてていると思います  
が、数年前に浜岡生活産業局長、通産省におられ  
たのですが、こう答えていたのですね。「一つは  
市場アクセスの改善という国際的な要請、もう一

いよいよ産業分野の将来の地位を確保するといふはいわゆる同和対策地域の基幹産業と言つても、この両方をにらみながら、いわばまた裂きにならないように対応していくというのが基本であろう」、こう答えていたのですが、実際上は著し

○豊田説明員　T.Q制度についての御質問でござ  
く国際的配慮が過ぎるんじゃないですか。

いますが、先生御指摘のとおりでございまして、  
皮の産業、皮革産業は大変重要な産業だと私ども

も考えておりまして、国内産業事情をよく勘案して上位で、それと現在進んでおりますウルグアイ・ラウンドの中での市場アクセスの改善に付する要

求、両方をよく見据えて対策を考えているところ  
でございまして、とりわけ先生御指摘のとおり皮  
革産業が同和地区の主要な産業であって、中小零  
細性が高くかつ国際競争力が乏しいということを

考えまして、これまでも慎重に対応してきており

まじで今後もまた慎重に対応してまいりたいと  
いうふうに考えております。

よ。初めつくるときは毎年一〇%くらいだと言うておいて、その後一五%から来年は一七%になつ

ているのに、これまでも慎重にやつてきただけれども今後もりますなんて言われて、だれが信用し

ますか。そんなこと言うんだつたら、泥棒の前科何犯というのが、これまでもはじめてやつてきま

で、通産省は本当によろしくない。

それから関税だって余りよろしくないですよ。

たか、上げているのですね。それを、物の本を見ますと、アメリカの要求もあって四〇%に一次梓

を税率を下げるようとか、いやいや三三三%くらいだとかいうようなのが出ていいのですが、ここに持つてまじりが、つまり「税金を下げる」と

持つてほしい」とか「一関税と税關のでひき」という税關が出している書類があります。それを見ますと、「一定の数量までは低い税率を適用し、

それを超えて輸入されるものについては高い税率を適用するもので、一次税率が適用される数量

（関税割当数量）は原則としてその物品の国内需要量から国内生産量を差し引いた数量です。」こ

う書いているのですね。ところが、こんなものは全然守られてないじゃないですか。だからどんとお詫びされるか、国内の監査三監査団に

入転入されるから、国内の革靴生産などの同種地区の中小業者が、十月、十一月からもう端境期といふが、注文がなくなつて困るということでどん

どん廃業しているのですよ。だから、税関だって自分の言うている説明書と全然違うんじゃないん

○豊田説明員 先生御指摘の皮革産業の問題で、

さいますけれども、TQ枠あるいは税の問題につ  
きましても、国内産業の事情、それから市場改善

の要求を踏まえまして、関税率審議会の審議などを経まして慎重に検討させていただいているわけ

そういう内容になつてゐるのではないかという危惧をぬぐい去ることができないわけであります。したがつて我々は、緊急の援助が必要であるといふ立場はとりますけれども、遺憾ながら原理原則の上からこの問題については賛成することができないということを表明しておきたいと思います。

力蔵力田 もし何か御意見なさるい場合はお答えいただいて、終わります。

○橋本国務大臣 特に私から意見と申しますよりも、まさに今委員が指摘をされました問題点それ自体が、今回欧州復興開発銀行設置に結びつくまでの要件であったと思います。それは、東西対立の中から市場のメカニズムというものに着目し、計画経済から市場経済への移行という視点で動き始めた東欧諸国をまさに助けるためにつくろうということでありましたので、委員からはお気に召されないかもしれませんのが、非常に率直な内容になつておると、私はそう理解をいたします。

○中井委員 私どもは、今審議しております二法に賛成であります。十五分でありますので、関連して簡単に幾つかの点で質問をいたします。

法律案の中で、いろいろと勉強させていただきまして、ソシエートに対する懲罰の規制というものが

載っております。これについて御説明をいただく

と同時に、どうして一番困難をしておるソビエトに対してこういう制限がつけられたのか、これら

○橋本国務大臣　多少記憶が不正確かもそれまでは、この点について御説明をいただきます。

んが、お許しをいただきたいと存じます。

G-7構成国の中におきましても、大陸諸国とそれ

以外の間には相当程度に対ソ連経済というものについての認識の差異がございました。同時に欧洲

各国の中におきましても、ソ連をこの歐州復興開発銀行の対象に取り込んだ場合、想定されるソ連

ヨーロッパ諸国の市場経済への移行に十分な資金援助ができるのではないかという考え方もございました。そうした中から、その出資に見合った金額はソ連にと、三年間でありますとか、制限をつけてはソ連にと、三年間でありますとか、制限をつけるといったような論議が出てまいりまして、それに対しその後、他の東欧諸国と同等の対応をすべきであるという意見も一時期出てまいつたわけあります。しかし、その後のソ連のペレストロイカの状況等々の中でそうした議論も、中途半端な形で終わったと言つては恐縮でありますけれども、中途半端な形で終わり、今回発足に至つた、そのように理解をいたしております。

○中井委員 先ほど日笠議員から、哲学を持つて对外援助をするべきだというお話をございました。今回の歐州復興開発銀行の目的等を見させていただきますと、今正森先生からお話があつた、民主化、自由化を行い、そして市場原理を導入した經濟へ移行する国を助けるんだと、はつきり目的が書かれております。私どもはこの目的に賛成であります。そういう意味からのソビエトに対する自由化をもつと早く進めなさいよ、あるいはまだまだソビエトの民主化というのを安心できるところまでいっていいないと、いう警戒感、そういうふたものが重なり合つてこういうことも出てきたのではないかと私は理解しておりますが、いかがですか。

○橋本国務大臣 そうした考え方も全くなかつたとは私も思いません。しかし、それ以上に大きかつたのは、当時このEBRDの設立に各国が本気で取り組み始めた時点、ソ連の経済改革というものの進行方がなお明らかでなかつた、と同時にその資金の予測が全く立てられなかつた、とした要素の方が私は大きかつたような気がいたします。ただ、その後その議論が多少変質をしておることは委員御指摘のとおりであります。

○中井委員 どういうふうに御質問を申し上げていいかわかりませんが、大半は私の意見みたいになつてしまふかも知れませんが、御感想をお聞かせいただきたいと思います。

アメリカという国は、自由あるいは民主主義といつたものに対しても大変強烈な意識を持つていらっしゃる。そうして自由と民主主義ということであるならばよその国を、困窮をしておるときでも、血を流しても助けるという国民じゃないかという感じを抱いております。同時にそれは、今回のイラクの事件のように大成功するときもあれば幾つかの点で失敗したこと也有った。しかしながらアメリカという国の一つの根幹をなすものとして大事にしておる、私はそういうふうに考えております。

ローバーはソビエトあるいは東欧諸国とも隣人であります。古い歴史もあり、いろいろなこともあった、しかしこういうふうに体制を選んだからこそ助けるのだ、こういう言い方をいたします。そういう発想、日本もそこまで割り切れるかどうかわかりませんが、私どもも頭の隅に置いていかなければならぬのじやないか、こんな

○橋本國務大臣　朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化問題は、正式の外交交渉が開かれ、動き始めた直後でありますから、政府の一人としてこれについて言及することは避けるべきであると田代には思いますが、大臣、いかがですか。

うのが出てくるじゃないか、そのときになつて初めて日本が大々的に援助をする、これが私どもの理解できる方法だ、こういう話を聞きました、そういう考え方もあるのかと実はびっくりしたり、なるほどなどと思つたりいたしております。先ほどから大蔵大臣、隣国、大国の中国を孤立化させてはならないんだ、過般から大変御努力をいただいて中国との経済援助のお話をおまとめになりましたこと、私どもも敬意を表します。しかし、そういった見方についてどうお考えであろうか。今中國に対します対外援助を見ましたときには、日本が一番巨額なお金をしておる。しかし一方では、天安門事件もあった、また共産主義といふものをいまだに堅持し続けておる。これから

アジアの声を背中に受けながら行動することは出来ない。

然のことであると思ております。その場合に、仮に天安門事件以降のような状態を、中国の体制が変化するまでということをいつまでも続けておられました場合に、アジアは果たして安定するでしょうか。仮に中国が混乱をし、中国から大量の流民が発生するような事態が起きたとき、アジアの諸国は安定した国家運営ができるでありますようか。私はそうは思いません。それは日本にとりましても同様であります。そして、中国大陸からその体制変革のはざまに挟まれた難民が統々日本に押しかけるような情勢になつたとき、果たして日本は後悔しないでしょうか。アジアの中ににおいて当然、私は少なくとも共産主義は賛成ではありません。りませんし、社会主義も賛成はいたしません。しかし、その国の国民がどういう政体を選ぶかはその国の国民の選択にかかることがあります。他国が介入すべきことではありません。同時に、アジアの安定を考えるとき、私は、中国を国際社会においてこれ以上孤立化させることが望ましいとは考えておらない。G7におきましても、私はどういう主張を今日までもしてまいりました。これらも同様の考え方をもつて行動したいと私は考えております。

う。そういう中で世界平和、アジアの安定といつたことに役立つ援助をともども考えていかなければならぬ、こんなふうに考えております。

時間がなくなりましたので、最後に、日笠先生からもお話を出ましたが、去年も御希望申し上げましたけれども、税関の職員の方々の待遇改善あるいは定数是正についてぜひこれまで以上に御考慮をいただきたい。特に税関は日本の国の玄関口であります。ここ印象が悪ければ日本の印象が悪くなるということでもあります。量も膨大に思っているわけであります。同時にまた、大阪新国際空港もばちばちと見えてまいりました。(二十四時間空港)ができますと勤務体制も大いに変わつてまいります。そういった点から、大臣や関税局長のお考え方を聞き、終わります。

○橋本国務大臣 税關行政について各党から非常に積極的な支援の御意見をいただいておりますことを私は大変幸せに思います。と同時に、それだけ御心配をいただきかななければならない状況につきまして、責任者として、胸の痛む部分があることも私は隠しません。そして、今後ともできる限りの努力をしてまいりたいと考えます。

同時に、簡素にして効率的な政府を目指せという国民の声が我々の背後にあることも事実であります。第一線の諸君には一層苦労をかける場面が多いと思いますけれども、与えられた定員の中で最善を尽くしてくれることを心から願つております。

○伊藤(博)政府委員 大臣の御答弁の趣旨に従つて我々も努力してまいりたいと思います。

○中井委員 終わります。

○平沼委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○平沼委員長 これより討論に入ります。

○平沼委員長 ついで採決に入ります。

○平沼委員長 これまで、歐州復興開発銀行への加盟に伴う措置について採決に入ります。

○平沼委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関税率法及び閏税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平沼委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

一 近年の国際化の進展等による貿易量、出入  
國者数の伸長に伴い、より適正で迅速な処理  
と麻薬、覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシン  
トン条約物品等の水際での阻止が国際的、社  
会的要請として一層強まっていることから  
がみ、業務処理体制等の一層の見直しを行うこ  
とににより税関業務の効率的、重点的運用に  
努めるとともに、今後とも税関職員の特殊な  
職務を考慮して、中長期的展望に基づく税関  
職員の定員の確保はもとより、その待遇改  
善、職場環境の充実等に特段の努力を行なうこ  
と。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げま  
す。(拍手)

○平沼委員長 これにて趣旨の説明は終わりま  
した。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平沼委員長 起立多数。よって、本案に対し附  
帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められて  
おりますので、これを許します。橋本大蔵大臣。

○橋本国務大臣 ただいま御決議のありました事  
項につきましては、政府といだしましても、御趣  
旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平沼委員長 次に、航空運送貨物の税関手続の  
特例等に関する法律の一部を改正する法律案につ  
いて採決いたします。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

お諮りいたします。

○平沼委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委  
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一  
般

任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○平沼委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平沼委員長 次回は、公報をもつてお知らせする」ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

歐州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案  
歐州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、欧州復興開発銀行(以下「銀行」という。)に加盟するために必要な措置を講じ、及び欧州復興開発銀行を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

第二条 政府は銀行に対し、一千四百四十七億五千五百円により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、出資し、又は協定第十八条1に規定する特別基金に充てるため拠出することができる。

(国債による出資等)  
第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができる。

2 前項の規定により出資し又は拠出するため、

政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百九十一号)第十一条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「欧州復興開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み替えるものとする。

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかるわらず、協定第三十四条1の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附 則

1 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二百五十五号中「米州投資公社」の下に、「歐州復興開発銀行」を加える。

歐州復興開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び拠出について所要の規定を設ける理由である。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三類の注に次のように加える。

2 この類において「ベレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。  
別表第〇三・〇五項中「及びフィッシュミール」を「並びに魚の粉、ミール及びペレット」に、

○三〇五・一〇 フィッシュミール(食用に適するものに限る。) 一五% を

○三〇五・一〇 魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) 一五% に改める。

別表第〇三・〇六項中「及び蒸氣」を「蒸氣」に改め、「であるかないかを問わない。」の下に「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を加え、「○三〇六・一九

○三〇六・一九 その他もの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。) 一五% に改める。

別表第四類の注に次のように加える。

3 この類には、次の物品を含まない。

(a) ホエイから得た物で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九五%を超えるもの(第一七・〇二項参照)。

(b) アルブミン(一以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。第三五・〇二項参照)及びクロアリン(第三五・〇四項参照)。

別表第四類に号注として次のように加える。

号注

1 第〇四〇四・一〇号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成成分から成る物品(ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成成分を加えたもの及びホエイの天然の組成成分を混合して得たもの)をいう。

別表第〇四・〇三項中「果実」の下に「ナット」を加える。

別表第〇四・〇六・一〇号中「発酵」を「熟成」に改める。

別表第八類の注に次のように加える。

3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。

(a) 保存性又は安定性を向上させるための処理(例えば、穂やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加)

(b) 外観を改善し又は維持するための処理(例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加)ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。

別表第〇九・〇二項中「〇九・〇二

茶

「〇九・〇二 茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)

に改める。

別表第〇九・〇九項中「カラウエイ又はジユニパーの種」を「又はカラウエイの種及びジユニパー」に、「ういきよう又はジユニパーの種」を「ういきようの種及びジユニバー」に改める。

別表第一〇類の注1(b)中「コンバーテッドライス」を削る。

別表第一一・〇五項中「及びフレーク」を「フレーク、粒及びペレット」に、「一一〇五・一〇 フレーク 二五%」を「一一〇五・一〇 フレーク、粒及びペレット 二五%」に改める。

ペレット

別表第一五・一九項中「工業用の脂肪性モノカルボン酸

アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び

「に、」を

「一五・九・一〇 一五一九・二〇 一五一九・二〇 一五% 一五%」を  
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの工業用の脂肪性アルコール 一五% 一五%

「一五一九・二〇 工業用の脂肪性アルコール 一五% 一五%」を改める。

別表第一八〇六・一〇号中「又は板状」を「板状又は棒状」に改める。

2 第一九類の注2を次のように改める。

別表第一九類の注2を次のように改める。

「一五%」に、「その他の酸化アルミニウム」を「酸化アルミニウム(人造コランダムを除く。)」に改める。

別表第二八五〇・〇〇号中「問わない」の下に「ものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。」を加える。

別表第三四類の注5の「ただし書」中「限るものとし、」の下に「精製してあるかないか又は」を加える。

別表第三五・〇二項中「アルブミン及び」を「アルブミン(一以上)のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。」及び「に改める。

別表第三八〇六・一〇号中「ロジン」の下に「及び樹脂酸」を加える。

別表第三八〇九・九一号中「織維工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第三八〇九・九二号中「製紙工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第三八〇九・九九号中「その他」を「皮革工業その他これに類する工業において使用する種類」に改め、同号を同表第三八〇九・九三号とする。

別表第四二・〇一項中「材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第四四・〇三項及び第四四・〇七項中「オーケー」の下に「(コナラ属のもの)」を、「ビーチ」の下に「(アナ属のもの)」を加える。

別表第四八・一〇・三〇号中「バインダー」の下に「(アフカカバーを除く。)」を加える。

別表第四九・〇七・〇〇号中「及び小切手帳並びに紙幣、銀行券、」を、「紙幣、銀行券及び小切手帳並びに」に改める。

別表第一一部の注2(A)中「決定する。」の下に「構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。」を加える。

別表第五九類の注6(a)を次のように改める。

(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルチング(紡織用繊維製のもので、厚さが二ミリメートル未満のものに限る。)

別表第五九一一・一〇号中「の一以上の層と結合した」を「塗布し、被覆し又は積層した」に改め、「供する」の下に「種類の」を加える。

別表第六一類の注8を次のように改める。

8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるのは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるのは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

別表第六一・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、「」を「」に改める。

「」を「」 — ジャケット及びブレザー — ジャケット

別表第六二・二類の注8を次のように改める。

8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるのは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるのは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

別表第六二・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、「」を「」に改める。

「」を「」 — ジャケット及びブレザー — ジャケット

別表第六三・〇六項中「帆」を「及び日よけ、テント、帆」に、「日よけ、テント及び」を「並びに」に改める。

別表第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)」を加える。

別表第七〇類の注1(c)中「電気絶縁用物品(第八五・四七項参照)」を「第八五・四七項の電気絶縁用物品」に改める。

別表第七一類の注3(n)を次のように改める。

(n) 第九六類の注4の規定により同類に属する物品

別表第七三〇八・四〇号中「坑道用の支柱その他これに類する」を「支柱用(坑道用のものを含む。)」に改める。

別表第八二〇一・五〇号中「片手剪定ばさみ」の下に「その他これに類する片手ばさみ」を加える。

別表第八四・一六項中「機械式火格子、灰排出機」を「(機械式火格子、機械式灰排出機)」に改め、「類する機械」の下に「を含む。」を加える。

別表第六一類の注8を次のように改める。

別表第八四一八・五〇号中「展示用のカウンター、キャビネット」を「その他のチエスト、キャビネット、展示用のカウンター」に、「物品」を「機材」に改める。

提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

附則に次の二項を加える。

別表第八四・七〇項中、「金銭登録機」を削り、「機械」の下に「並びに金銭登録機」を加える。  
別表第八五・一二項中「機器」の下に「(ビデオチューナーを自藏するかしないかを問わない。)」を加える。

別表第八五・一八項中「同一のハウジングにおいて」を削り、「と結合してあるかないか」を「を自藏

するかしないか一に改める。

別表第八七類の注中3を削り、4を3とし、5を4とする。

別表第八七・〇一項中「公共輸送型乗用自動車」を「一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車」に改める。

別表第九〇類の注1中(1)を(iii)とし、(k)を(1)とし、(ij)を(k)とし、(h)を(ji)とし、(g)を

(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加え

(b) 紡織用纖維製の支持用ベルトその他の支持用の製品(その弾性のみによつて)

部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト用包帯、腹部支持用包帯及び頭部用ベルト等。

用合替  
脇部又持尾合替及之關節用又は筋肉用のサポーツ(第一一部參照)

別表第九〇・一五項中「温度計」を「温度計及十六号」の一部を次のように改

第二条中「平成三年三月三十日」の部分を削除する。

別表第九〇〔二九項中〕回転速度計〔の下に〕  
第九〇・一四項又は〔を加える。〕

**別表第九一類の注1(f)を削る。**

別表第九四類の注1(e)中「冷蔵庫」を「冷蔵用

中「関税納付済み原油等から本  
人は冷凍用の機器」に改める。

別表第九五〇六項中「体操」を「身体トレーニング、体操、に、「体操用具」を「身体トレーニング」に挿入する。また、別表第一〇二〇七項中「機械」を「機械、油圧機械」に改める。

「シング用具、体操用具」に改める。

別表第九六〇三・一一号中「歯ブラシ」の下に  
の一の四に掲げる粗油(以下「闇

(義歎用アラシを含む。)」を加える。

別表第九類の注5中の一部を構成するものを「に含まる」として取り扱う。二の注5

規定に關し、當該書画又はコラージュその他  
日に改め、同条第五項を次の

れに類する装飾板若しくは版画に通常使用す  
るを第七条とする。

種類及び価値のものでない額縁については、  
これらの物品に含まれないつづり、当該額縁  
5 前項の規定による邊付を受  
け、内訳表の記載に依る額縁の額縁

は、同項の用途に使用した揮発性の物質に含まれるものとし  
て該編纂に属する。」に改める。

関税暫定措置法の一部改正)

一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 平成三年二月十五日

その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)

に改める。

<p>〔別表第一（A）第〇四・〇三項中「果実」の下に「ナット」を加える。〕</p> <p>〔別表第一（A）第〇四・〇四・一〇号中「ホエイ」を「ホエイ及び調製ホエイ」に改める。〕</p> <p>〔別表第一（A）第〇四・〇六・一〇号中「発酵」を「熟成」に改める。〕</p> <p>〔別表第一（A）第〇四・〇六二・〇号及び第〇四・〇六・三〇号を次のよう改める。〕</p>	<p>〔○四・〇六・一〇〕 おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。） 四〇%</p> <p>〔○四・〇六・三〇〕 プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。） 四〇%</p> <p>〔別表第一（A）第〇九・〇二項中〕 〔○九・〇二〕 茶</p>	<p>〔○九・〇一〕 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） 〔に改める。〕</p> <p>〔別表第一（A）第〇九・〇九項中「カラウエイ又はジユニパーの種」を「又はカラウエイの種及びジユニバーベリー」「ういきよう又はジユニパーの種」を「ういきようの種及びジユニバーベリー」に改める。〕</p> <p>〔その他もの〕</p> <p>〔平成三年三月三一日までに輸入されるもの〕</p> <p>〔六〇%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）〕</p> <p>〔別表第一（A）第一〇〇五・九〇号中〕</p> <p>〔平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの〕</p> <p>〔五〇%（その率が一キログラムにつき一二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）〕</p>
--	---	--

別表第一(A)第一五・一九項中

につき二円の  
従量税率より低  
いときは、当該  
従量税率

工業用の脂肪性モノカ  
ルボン酸

アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び  
工業用の脂肪性モノカルボン酸

一五・一〇  
一五・三〇

アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの  
工業用の脂肪性アルコール

一五・一〇

工業用の脂肪性アルコール

別表第一(A)第一七〇一・三〇号及び第一七〇一・四〇号を次のように改める。

ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び  
果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未  
満のものに限る。)

(1) 砂糖をえたもの

一七〇一・三〇

一七〇一・九〇

その他のもの(転化糖を含む。)  
三 人造はちみつ及びカラメル

六〇% (その率  
が一キログラム  
につき二七円五  
〇錢の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量稅  
率)

六〇% (その率  
が一キログラム  
につき二七円五  
〇錢の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量稅  
率)

六〇% (その率  
が一キログラム  
につき二七円五  
〇錢の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量稅  
率)

一七〇一・四〇

ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態に  
おいて全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限  
る。)

二 その他のもの

(1) その他のもの  
B その他のもの

別表第一(A)第七〇一・六〇号及び第一七〇一・九〇号を次のように改める。  
一七〇一・六〇  
その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態に  
おいて全重量の五〇%を超えるものに限る。)  
二 その他のもの

が一キログラム  
につき二七円五  
〇錢の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量稅  
率)

六〇% (その率  
が一キログラム  
につき二七円五  
〇錢の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量稅  
率)

六〇% (その率  
が一キログラム  
につき二七円五  
〇錢の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量稅  
率)

五%  
(1) グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、  
五-リボヌクレオチド及びその塩その他政  
令で定める物品の製造に使用するもの  
その他のもののうち

アルコールの製造用のもののうち、当該  
アルコールの製造用のハイ・テスト・モ  
ラセス並びに第一七〇三・一〇号及び第一  
七〇三・九〇号のアルコールの製造用の糖  
みつについて、当該年度におけるかんし  
よその他のアルコール製造用原料品の需  
給その他の条件を勘案して政令で定める  
数量(第一七・〇三項において「共通の限度  
数量」という)以内のもの

## 五 その他のもの

## 〔〕 その他のもの

A 砂糖を加えたもの

六〇% (その率  
が一キログラム  
につき二七円五  
〇銭の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量税  
率)

三八一一一九〇

三八一一一二一  
その他のもの三八一一一九〇  
無税  
に改める。

B その他のもの

(b) その他のもの

六〇% (その率  
が一キログラム  
につき二七円五  
〇銭の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量税  
率)三八一一一九〇  
無税  
に改める。

別表第一(A)第一八〇六・一〇号中「又は板状」を、「板状又は棒状」に、「板状及び」を「板状、棒状  
及び」に改める。  
 別表第一(A)第二二〇六・〇〇号中「ミード」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲  
料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)」を加え、「除く。」に「除く。」  
と「に」、「を加えたもの」を「との混合物」に改める。

別表第一(A)第二七一〇・〇〇号中「ガス事業法」の下に「(昭和一九年法律第五一号)」を加える。

別表第一(A)第二九一四・一〇号中 (2) その他のもの

四・六% [無税] に改める。

(2) オキサミド

(3) その他のもの

別表第一(A)第三五・〇一項中「アルブミン及び」を「アルブミン(一)以上のホエイたんぱく質の濃  
縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるもの  
に限る。」及び「に改める。

別表第一(A)第三八〇六・一〇号中「ロジン」の下に「及び樹脂酸」を加える。

別表第一(A)第三八〇九・九一号中「織機工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第一(A)第三八・一一項中

潤滑油用の添加剤

石油又は壓青油を含有  
するもの

四・六% [無税] を

三八一一一九〇  
潤滑油用の添加剤  
石油又は壓青油を含有するもの  
無税  
に改める。三八一一一二一  
その他のもの三八一一一九〇  
無税  
に改める。

別表第一(A)第四一〇五・一〇号中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」に、「四七〇、  
〇〇〇平方メートル」を「一〇一、〇〇〇平方メートル」に、「五〇三、〇〇〇平方メートル」を「五八九、〇〇  
〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一〇六・一〇号中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」に、「四七〇、  
〇〇〇平方メートル」を「五三三、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四二一〇一項中「これらの材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第一(A)第五九一一一〇号中「の一以上の層と結合した」を「を塗布し、被覆し又は積層し  
た」に、「供するもの」を「供する種類のもの」に改める。

別表第一(A)第六一・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、「 — — ジャ  
ケット」 [ ] を「 — — ジャケット及びブレザー」 [ ] に改める。

別表第一(A)第六四・〇三項中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」に、「四、一一〇、〇  
〇〇足」を「四、八三〇、〇〇〇足」に改める。

別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」  
に改める。

別表第一(A)第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「(甲)を含むものとし、本底以外の底に取り  
付けてあるかないかを問わない。」を加える。

別表第一(A)第七三〇八・四〇号中「坑道用の支柱その他これに類する」を「支柱用(坑道用のもの  
を含む。)」に改める。

別表第一(A)第八二〇一・五〇号中「片手剪定ばさみ」の下に「その他これに類する片手ばさみ」を  
加える。

別表第一(A)第八四・一六項中「機械式火格子、灰排出機」を「(機械式火格子、機械式灰排出機  
に改め、「類する機械」の下に「を含む。」を加える。

別表第一(A)第八四一八・五〇号中「展示用のカウンター、キャビネット」を「他のチエスト、  
その他のもの

三八一一一九〇

キャビネット、展示用のカウンター」に、「物品」を「備付品」に改める。

別表第一（A）第八四・七〇項中「金銭登録機」を削り、「機械」の下に「並びに金銭登録機」を加える。

別表第一（A）第八五・二二項中「機器」の下に「ビデオチューナーを自藏するかしないかを問わない。」を加える。

別表第一（A）第八五・二二項中「同一のハウジングにおいて」を削り、「と結合してあるかないか」を「を自藏するかしないか」に改める。

別表第一（A）第八七・〇一項中「公共輸送型乗用自動車」を「一人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車」に改める。

別表第一（A）第九〇・一五項中「温度計」を「温度計及びパイロメーター」に改める。

別表第一（A）第九〇・一九項中「回転速度計」の下に「第九〇・一四項又は」を加える。

別表第一（A）第九五・〇六項中「体操」を「身体トレーニング、体操」に、「体操用具」を「身体トレーニング用具、体操用具」に改める。

別表第一（B）第一五・一九項中「工業用の脂肪性モノカルボン酸」を「ルボン酸」に改める。

アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸

に改める。

別表第一（B）第二三〇六・〇〇号中「ミード」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料」との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）を加える。

別表第一（B）第二八・一八項中「酸化アルミニウム（人造コランダムを含む。）」を「人造コランダム（化学的に单一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム」に、「二八一八・一〇 人造コランダム

三・九%」を「二八一八・一〇 人造コランダム（化学的に单一であるかないかを問わない。）」に改める。

別表第一（B）第二八〇九・九一号中「問わない」の下に「ものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。」を加える。

別表第一（B）第三八〇九・九一号中「製紙工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第一（B）第三八〇九・九九号中「その他」を「皮革工業その他これに類する工業において使用する種類」に改め、同号を同表（B）第三八〇九・九三号とする。

別表第一（B）第三八・一一项を削る。

別表第一（B）第四二・〇一項中「これらの材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第一（B）第四八二〇・三〇号中「バインダー」の下に「（アックカバーを除く。）」を加える。

別表第一（B）第五九一・一・一〇号中「の」以上との層と結合した「」を「を塗布し、被覆し又は積層した」に改め、「供する」の下に「種類の」を加える。

別表第一（B）第六二・〇四項中「ジャケット」の下に「アレザー」を加え、「」を「ジャケット及びブレザー」に改める。

別表第一（B）第六三・〇六項中「帆」を「及び日よけ、テント、帆」に、「日よけ、テント及び」を「並びに」に改める。

別表第一（B）第九五・〇六項中「体操」を「身体トレーニング、体操」に改める。

別表第一（B）第九六〇三二一一号中「歯ブラシ」の下に「（義歎用ブラシを含む。）」を加える。

別表第一（B）第三〇三・〇五項中「及びフィッシュミール」を「並びに魚の粉、ミール及びベレット」に改める。

別表第一（B）第三〇三・〇六項中「及び蒸氣」を「蒸氣」に改め、「であるかないかを問わない。」の下に「並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）」を加え、「〇三〇六・一九 その他のもの」を「〇三〇六・一九 ト（食用に適するものに限る。）」を含む。

別表第一（B）第三〇三・〇七項中「及び水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、「除く。」の下に「並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）」を加え、「〇三〇三・〇七 その他のもの」を「〇三〇三・〇七 ト（食用に適するものに限る。）」を含む。

別表第一（B）第三〇九・〇一項中「〇九・〇一 茶」を「茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）」に改める。

別表第一（B）第三〇九・〇九項中「カラウエイ又はジュニパーの種」を「又はカラウエイの種及びジュニベリー」に、「ういきよう又はジュニパーの種」を「ういきようの種及びジュニベリー」に改める。

別表第一（B）第一五・一九項中「工業用の脂肪性モノカルボン酸」を「」を

別表第一（B）第一五・一九項中「工業用の脂肪性モノカルボン酸」を



2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際にその名称中に通関情報処理センターという文字を用いている者については、改正後の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際に通関情報処理センターの役員である者の任期については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十八條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るために、航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにする等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通関情報処理センター

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十年法律第五十四号)

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表航空貨物通関情報処理センターの項を削り、中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通関情報処理センター

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十年法律第五十四号)

(消費税法の一部改正)

第九条 消費税法(昭和六十二年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

附則第六十六条 刪除

第六十六条 刪除

通関情報処理センターによる税関手続の特例等に関する法律(昭和五十年法律第五十四号)

(大蔵省設置法の一部改正)

セントラル」を「通関情報処理センター」に改める。

第十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第四十九号中「航空貨物通關情報処理

理由

最近における社会経済情勢の変化に対応し、海

平成三年四月六日印刷

平成三年四月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局